

第四次函南町地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)
【中間見直し】

2023（令和5）年3月
函南町

目次

第1章 基本的事項	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画の目的.....	2
3 計画期間・見直し予定時期.....	2
4 上位計画や関連計画との位置づけ.....	3
5 温室効果ガス排出量の算定方法.....	3
6 対象となる温室効果ガスの種類.....	4
7 計画の対象範囲.....	5
第2章 これまでの計画と達成状況	7
1 これまでの策定・改定の経緯.....	7
2 温室効果ガス総排出量の推移と令和3年度までの目標達成状況.....	8
3 基準年度と令和3年度の温室効果ガス排出量状況比較.....	9
第3章 温室効果ガス排出量の削減目標（目指す目標）	12
1 削減目標.....	12
2 目標設定の考え方.....	14
第4章 温室効果ガス排出量削減のための取組	16
1 取組の方針.....	16
2 取組の内容.....	17
第5章 計画の推進体制・進行管理	29
1 推進体制.....	29
2 進行管理.....	30
3 公表.....	30
資料編	31
資料1 地球温暖化の原因と状況.....	31
資料2 算定方法.....	39
資料3 温室効果ガス排出量調査結果.....	41
資料4 各活動項目データ.....	46
資料5 取組効果の参考資料.....	47
資料6 用語解説.....	52

第1章

基本的事項

1 計画策定の背景

近年、地球温暖化による影響と思われる気象災害が世界各地で発生し、豪雨による水害、猛暑による山火事や熱中症、農作物への被害も生じています。

また、日本ではデング熱の原因となるヒトスジシマカの生息地が北上し生息地を広げていることから、地球温暖化は生態系にも影響を及ぼし、私たちの生活にも関わる喫緊の課題となっています。

国際的な動向として、2015（平成 27）年 12 月に「国連気候変動枠組条約 21 回締約国会議」（COP21）にて温暖化対策の新たな枠組みである「パリ協定」が採択されました。「パリ協定」では、世界共通の目標として、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2°C より十分低く保つとともに、1.5°C に抑える努力を追求することを目標としています。

その後、2021（令和 3）年 10 月から 11 月にかけて行われた COP26 では、パリ協定 6 条の実施指針の合意により、複数の国で協力し削減した温室効果ガスを自国の削減量として計上するルールが定められ、パリ協定のルールブックが完成しました。

我が国では「パリ協定」を踏まえ、2021（令和 3）年 4 月に、2030（令和 12）年度までに 2013（平成 25）年度比で温室効果ガス 46%削減を目指すこと、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明し、同じ年の 10 月には、この新しい目標を踏まえた地球温暖化対策計画を閣議決定しました。

さらに、エネルギー政策の基本的な方向性を示す「第 6 次エネルギー基本計画」が 2021（令和 3）年 10 月に閣議決定し、2050（令和 32）年までに森林などによる二酸化炭素の吸収を踏まえ、温室効果ガス実質ゼロを目指す「2050（令和 32）年カーボンニュートラル」を取り入れています。

県でも、2021（令和 3）年 2 月に「2050 年温室効果ガス排出量ゼロ」を表明し、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めています。

町では、2001（平成 13）年度に「第一次函南町地球温暖化対策実行計画」を策定し、現在では、第四次計画（計画期間：2018（平成 30）年度から 2030（令和 12）年度）を 2017（平成 29）年度に策定し取り組んでいます。

第四次計画が策定されてから 5 年が経ち、社会情勢の変化に伴い取組や温室効果ガス排出量の目標を改め、「函南町環境基本条例」や「函南町環境基本計画」との整合性を図りながら第四次計画の見直しを行うこととします。

2 計画の目的

地球温暖化対策推進法の第21条に基づく計画です。

「地球温暖化対策推進法」では、国、地方公共団体、事業者、国民が取り組むべき責務と取組が定められており、その中で地方公共団体は自らの事務事業における温室効果ガス排出抑制計画を策定し、公表することが義務づけられています。

町の公共施設は地域でも規模の大きな事業主体といえます。そのため、町自らが実行計画を策定し、実践することにより、地球温暖化対策の大きな効果が得られると考えられます。

本計画を策定する効果としては、「町の事務事業自体への効果」と「地域全体への効果」の大きく2つがあります（図1）。

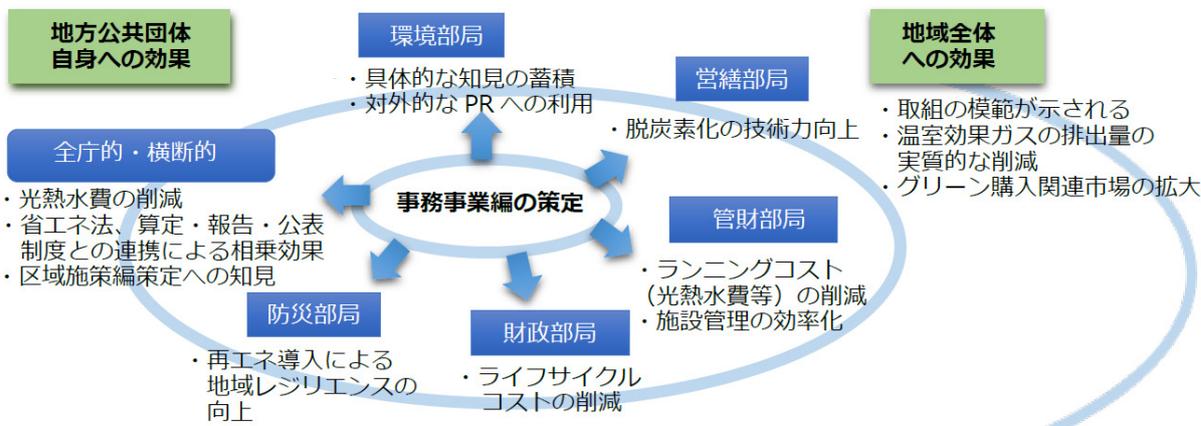


図1 事務事業編策定による効果の波及イメージ

出典) 環境省 地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）令和4年3月

3 計画期間・見直し予定時期

見直し後の計画期間は2023（令和5）年度から2030（令和12）年度までの8年間とします。また、基準年度は2013（平成25）年度とします。

計画期間、基準年度は国の「地球温暖化対策計画」に即します（表1）。

なお、社会情勢の変化や技術的進歩、計画の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

表1 計画の期間及び基準年度

	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
第四次計画	基準年度									直近年度	計画期間							
										見直し					見直し			

4 上位計画や関連計画との位置づけ

関連法令や関連計画との調整を図ります。

本計画は、「地球温暖化対策推進法」第21条に基づく計画です。そのほか関連する法律としては、「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）」、「気候変動適応法」、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環法）」などがあります。

町の最上位計画である「第六次函南町総合計画—後期基本計画—」においては、「基本目標1 快適に安心して暮らせる環境づくり」の中に「地球温暖化対策実行計画の策定と実行」として位置づけられています。また、上位計画である「函南町環境基本計画」との整合、「函南町一般廃棄物処理基本計画」などの関連計画との調整を図ります（図2）。

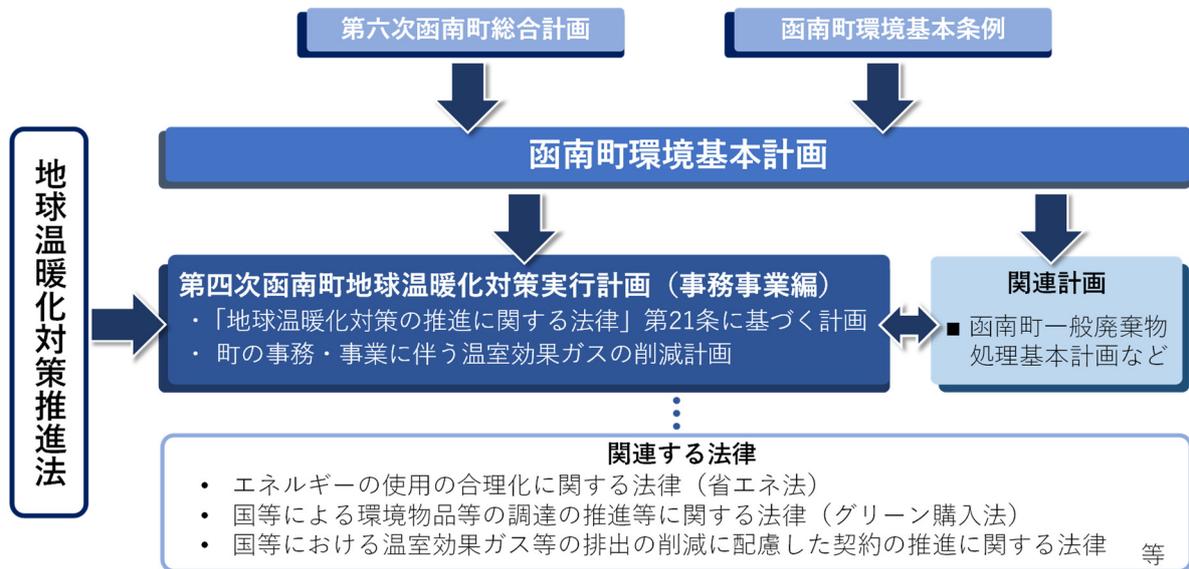


図2 計画の位置づけ

5 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量は、活動量に排出係数を乗じて算定しました。

温室効果ガス排出量の算定は、環境省策定の「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」に基づき、下記のとおり算定しました。

$$\text{温室効果ガス排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数} \times \text{地球温暖化係数}$$

- 活動量：燃料使用量や電力使用量等の温室効果ガス排出の原因となる活動量
- 排出係数：単位当たりの活動量に伴う温室効果ガス排出量
- 地球温暖化係数：各温室効果ガスが地球温暖化に及ぼす影響を二酸化炭素の効果に対する比率で表した値

6 対象となる温室効果ガスの種類

計画の対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)の4種類のガスとします。

「地球温暖化対策推進法」第2条第3項で規定される7種類の温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素）が対象であり、表2に示すとおりです。

なお、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の3種類については現在、発生する事務事業はありません。そのため、本計画の算定対象ガスは二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンの4種類のガスとします。

表2 計画の対象とする温室効果ガスと算定対象

ガスの種類	人為的な発生源	地球温暖化係数	算定対象
二酸化炭素(CO ₂)	産業、民生、運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが全体の9割以上を占め、温暖化への影響が大きい。	1	○
メタン(CH ₄)	稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門から出るものが半分を占め、廃棄物の埋立てによる排出も2~3割を占める。	25	○
一酸化二窒素(N ₂ O)	燃料の燃焼に伴うものが半分以上を占めるが、工業プロセスや農業からの排出もある。	298	○
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤などに使用。	12~14,800	○
パーフルオロカーボン(PFC)	半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用。	7,390~17,340	発生する事務事業なし
六ふっ化硫黄(SF ₆)	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用。	22,800	
三ふっ化窒素(NF ₃)	半導体製造でのドライエッチングやCVD（薄膜形成）装置のクリーニングにおいて用いられる。	17,200	

7 計画の対象範囲

対象範囲は、町に関わるすべての事務・事業とします。

対象範囲は町に係る全ての事務・事業であり、表3に示すとおりです。

なお、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）」（2022（令和4）年3月）（環境省）に基づき、指定管理者によって運営されている施設も計画の対象になります。管理・運営施設の区分は表4に示すとおりです。

表3 計画の対象とする組織・施設

管理部署	対象施設
企画財政課	（管理施設なし）
総務課	第1分団詰所、第2分団詰所、第2分団詰所（軽井沢）、第3分団詰所、第5分団詰所、第6分団詰所、同時通報無線施設
管財課	役場庁舎、柏谷公園、仁田さくら公園、間宮児童公園、間宮川向公園、日守山公園、原生の森、防犯灯、庁用車、ヒューマンヒルズふれあい中央公園、やすらぎ西公園、ふれあい東公園
建設課	肥田排水ポンプ場、熱函料金所跡地（送水）、日守下の谷戸排水路ポンプ場、日守下の谷戸排水機場、日守岩崎排水ポンプ場、街灯（函南駅前外）、仁田排水ポンプ場
都市計画課	（管理施設なし）
税務課	（管理施設なし）
住民課	（管理施設なし）
健康づくり課	保健福祉センター（デイサービスセンターを含む）、温泉スタンド、湯〜トピアかなみ
福祉課	わかくさ共同作業所
環境衛生課	ごみ焼却場・リサイクルプラザ、最終処分場、し尿処理場
産業振興課	新田排水機場、塚本排水機場、落合排水機場、畑毛排水機場、稲妻排水機場、畑毛川島ポンプ場、川の駅 伊豆ゲートウェイ函南
上下水道課	蛇ヶ橋ポンプ場、田代地区農業集落排水処理施設、浄水場、配水池、送水ポンプ場、加圧ポンプ場、汚水マンホールポンプ場
会計課	（管理施設なし）
学校教育課	函南小学校、丹那小学校、桑村小学校、東小学校、西小学校、函南中学校、東中学校
子育て支援課	春光幼稚園、丹那幼稚園、二葉こども園、間宮幼稚園、みのり幼稚園、自由ヶ丘幼稚園、西部保育園、東部第1・第2及び第3留守家庭児童保育所、中部第1・第2及び第3留守家庭児童保育所、西部第1・第2及び第3留守家庭児童保育所、北部留守家庭児童保育所、丹那留守家庭児童保育所
生涯学習課	函南町文化センター、函南町体育館、西部コミュニティセンター、農村環境改善センター、ふれあいセンター、木立キャンプ場、肥田簡易グラウンド、丹那断層、柏谷横穴群、桑原薬師堂（トイレのみ）、仏の里美術館、図書館等複合施設（知恵の和館）、文化財整理室、函南運動公園（かなみスポーツ公園）
議会事務局	（管理施設なし）

表4 管理・運営施設の区分

区分	管理部署	対象施設
廃棄物処理施設	環境衛生課	ごみ焼却場・リサイクルプラザ、最終処分場、し尿処理場
上水・下水・排水施設	建設課	肥田排水ポンプ場、熱函料金所跡地（送水）、 日守下の谷戸排水路ポンプ場、日守下の谷戸排水機場、 日守岩崎排水ポンプ場、仁田排水ポンプ場
	産業振興課	新田排水機場、塚本排水機場、落合排水機場、畑毛排水機場、 稲妻排水機場、畑毛川島ポンプ場
	上下水道課	蛇ヶ橋ポンプ場、田代地区農業集落排水処理施設、浄水場、配水池、 送水ポンプ場、加圧ポンプ場、汚水マンホールポンプ場
レジャー施設	管財課	柏谷公園、仁田さくら公園、間宮児童公園、間宮川向公園、 日守山公園、原生の森、ヒューマンヒルズふれあい中央公園、 やすらぎ西公園、ふれあい東公園
	健康づくり課	温泉スタンド、湯～トピアかなみ
	生涯学習課	木立キャンプ場、肥田簡易グラウンド、丹那断層、柏谷横穴群、 桑原薬師堂（トイレのみ）、仏の里美術館、函南町体育館 ^{注1} 、 図書館等複合施設（知恵の和館）、 函南運動公園（かなみスポーツ公園）
	産業振興課	川の駅 伊豆ゲートウェイ函南
庁舎等（事務）	管財課	役場庁舎
学校・児童施設	学校教育課	函南小学校、丹那小学校、桑村小学校、東小学校、西小学校、 函南中学校、東中学校
	子育て支援課	春光幼稚園、丹那幼稚園、二葉こども園、間宮幼稚園、みのり幼稚園、 自由ヶ丘幼稚園、西部保育園、 東部第1・第2及び第3留守家庭児童保育所、 中部第1・第2及び第3留守家庭児童保育所 ^{注2} 、 西部第1・第2及び第3留守家庭児童保育所 ^{注2} 、 北部留守家庭児童保育所、丹那留守家庭児童保育所
その他のサービス （文教・福祉・公安等）	総務課	第1分団詰所、第2分団詰所、第2分団詰所（軽井沢）、第3分団詰所、 第5分団詰所、第6分団詰所、同時通報無線施設
	管財課	防犯灯
	建設課	街灯（函南駅前外）
	健康づくり課	保健福祉センター（デイサービスセンターを含む）
	福祉課	わかくさ共同作業所
	生涯学習課	函南町文化センター、西部コミュニティセンター、 農村環境改善センター、ふれあいセンター、文化財整理室

注1) 2021（令和3）年度から「函南町体育館」は「その他のサービス」から「レジャー施設」に変更しています。

注2) 中部第3留守家庭児童保育所と西部第3留守家庭児童保育所は令和4年度から算入対象となります。

第2章

これまでの計画と達成状況

1 これまでの策定・改定の経緯

これまでに第一次、第二次、第三次、第四次を策定し、取組を進めてきました。

町では地球温暖化対策推進法に基づき、2002（平成14）年度から2006（平成18）年度までの5カ年を計画期間とする「第一次函南町地球温暖化対策実行計画」を2001（平成13）年度に策定しました。

その後、庁舎等の新設、施設の増加、庁内組織体制の変化、地球温暖化問題を取り巻く状況の変化を勘案し、表5のとおり計画改定を行いました。

表5 過年度の計画と目標達成状況

計 画	計画期間 (年度)	基準年度	削減目標	目標値 (t-CO ₂)	実績値 (t-CO ₂)	達成	背 景
第一次	2002-2006 5年間	1999 (H11)	7%	6,658	10,797	×	町新庁舎落成 京都議定書 発効
第二次	2007-2012 6年間	2005 (H17)	9%	9,269	14,913	×	東日本大震災
第三次	2013-2017 5年間	2011 (H23)	6.8%	12,010	10,163	○	パリ協定 発効 地球温暖化対策計画 閣議決定
第四次	2018-2030 13年間	2013 (H25)	34.1% →50%	6,553.3	—	—	東日本台風 2050年カーボンニュートラル 宣言

2 温室効果ガス総排出量の推移と令和3年度までの目標達成状況

2021（令和3）年度の温室効果ガス排出量は第四次計画の基準年度2013（平成25）年度と比べて509.8t-CO₂（基準年度比-5.1%）削減となりましたが、短期目標値には567.8t-CO₂の削減が必要です。

2021（令和3）年度の温室効果ガス排出量は9,427.8t-CO₂であり、2013年度（平成25年度：第四次計画の基準年度）の9,937.6t-CO₂に対し、509.8t-CO₂（基準年度比-5.1%）の減少となりました（図3）。温室効果ガス削減の主な要因としては、「燃料使用量（LPG）」及び「一般廃棄物焼却量」の削減が進み、さらに「電気使用量」に対する温室効果ガスの排出係数が改善されたためです。

しかし、第四次計画の2022（令和4）年度までの短期目標値である、温室効果ガス排出量8,859.7t-CO₂（10.8%削減）と比べると、567.8t-CO₂（5.7%）足りず、2021（令和3）年度時点では達成できていません。

温室効果ガス排出量の主な原因は、電気の使用と廃棄物の排出によるもので、全体の約9割を占めています。

なお、2021（令和3）年度の他自治体（伊豆の国市）、東部浄化センターの搬入ごみは251.8tあり、他自治体の搬入ごみ分を含めた温室効果ガス排出量は、9,501.5t-CO₂でした。

注）電気使用量に対する排出係数：電気事業者が発電時に、どれだけの二酸化炭素を排出しているかを示す数値

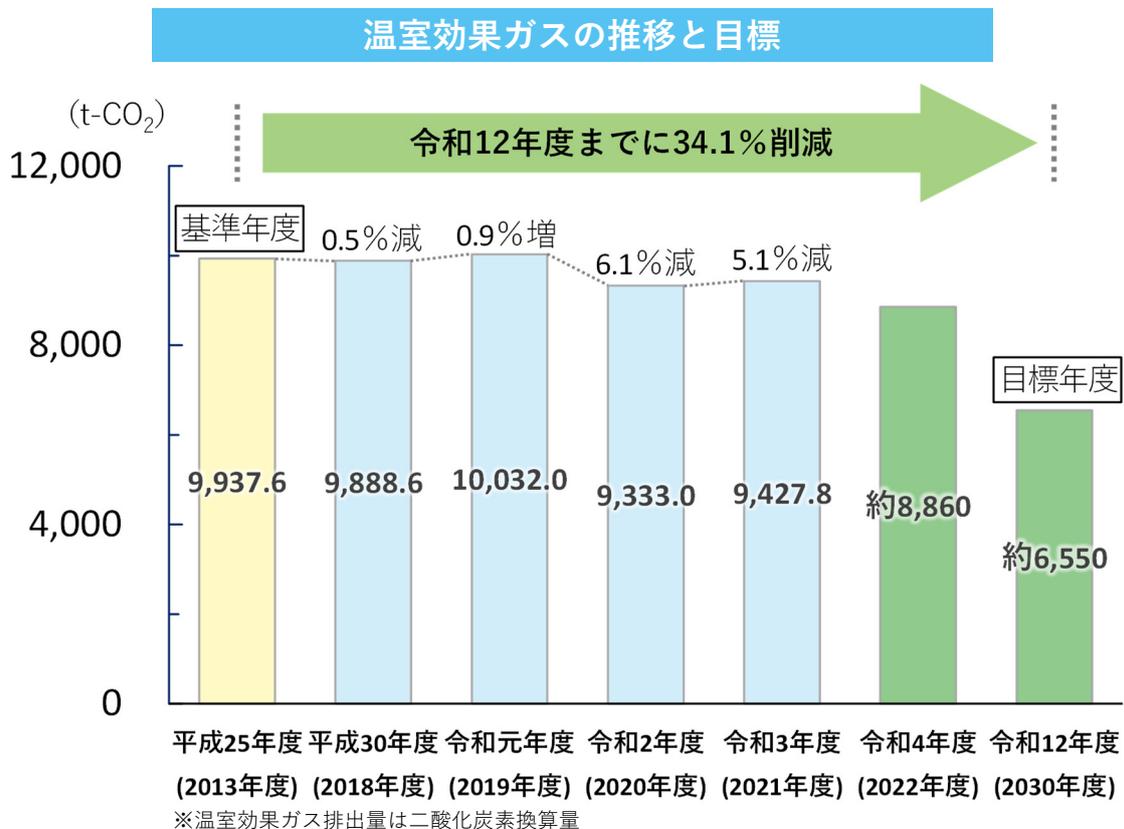


図3 温室効果ガス排出量の推移（他自治体の搬入ごみ分を除く）

3 基準年度と令和3年度の温室効果ガス排出量状況比較

基準年度である2013（平成25）年度の温室効果ガス総排出量は9,937.6 t-CO₂です。

基準年度の2013（平成25）年度における温室効果ガス総排出量は9,937.6t-CO₂、直近年度の2021（令和3）年度における温室効果ガス総排出量は9,427.8t-CO₂であり、基準年度と比較して509.8t-CO₂(5.1%)減少しています（図4）。

基準年度におけるガス別排出量は、二酸化炭素が97.1%と大部分を占め、部門別では電気の使用（47.6%）と一般廃棄物の焼却（47.2%）で94.8%を占めています（図5、表6）。

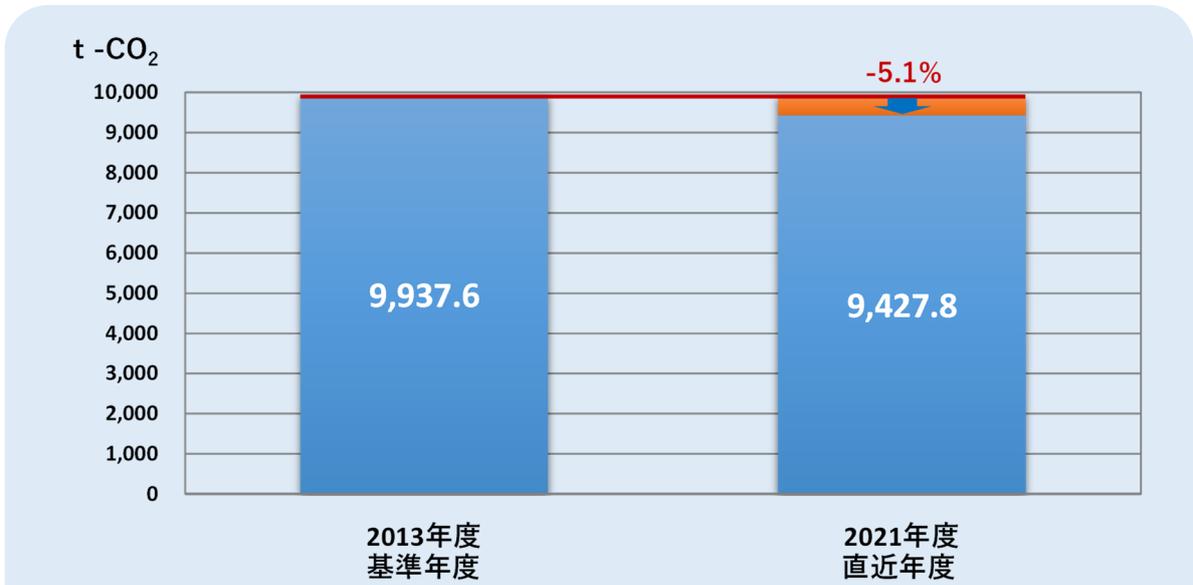


図4 基準年度と直近年度の温室効果ガス排出量

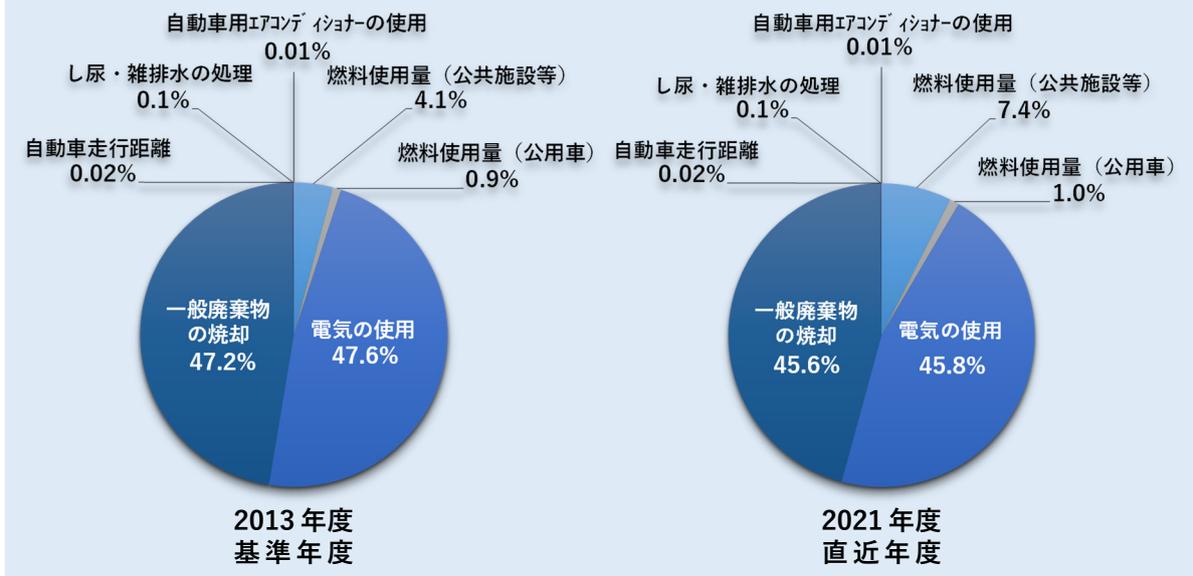


図5 基準年度と直近年度の部門別温室効果ガス排出割合

表6 ガス別・部門別温室効果ガス排出量

項目		温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)						
		基準年度		直近年度				
		2013 (平成25) 年度		2021 (令和3) 年度		基準年度からの推移		
		排出量		排出量				
		t-CO ₂	構成割合(%)	t-CO ₂	構成割合(%)	t-CO ₂	%	
ガス別	二酸化炭素	9,645.9	97.1	9,139.5	96.9	-506.4	-5.2	
	メタン	38.9	0.4	38.4	0.4	-0.5	-1.3	
	一酸化二窒素	251.9	2.5	249.1	2.6	-2.8	-1.1	
	ハイドロフルオロカーボン	0.9	0.01	0.9	0.01	±0	0.0	
部門別	燃料使用量 (公共施設等)	灯油	154.7	1.6	372.8	4.0	+218.1	+141.0
		A重油	4.6	0.05	5.7	0.1	+1.1	+23.9
		LPG	243.7	2.5	227.6	2.4	-16.1	-6.6
		都市ガス	5.3	0.1	93.1	1.0	+87.8	+1656.6
	燃料使用量 (公用車)	ガソリン	50.0	0.5	53.8	0.6	+3.8	+7.6
		軽油	37.0	0.4	38.4	0.4	+1.4	+3.8
	電気使用量	4,731.6	47.6	4,319.8	45.8	-411.8	-8.7	
	一般廃棄物の焼却	4,694.4	47.2	4,300.9	45.6	-393.5	-8.4	
	自動車走行距離	2.4	0.02	2.0	0.02	-0.4	-16.7	
	し尿・雑排水の処理	13.1	0.1	12.7	0.1	-0.4	-3.1	
	自動車用エアコン・デヒヨナーの使用	0.9	0.01	0.9	0.01	±0	0.0	
合計	9,937.6	100.0	9,427.8	100.0	-509.8	-5.1		

注) 四捨五入処理のため合計が合わない場合があります。

区分・管理部署別排出量は、基準年度・直近年度いずれにおいても環境衛生課（廃棄物処理施設）が全体の排出量の6割以上を占めています（図6、表7）。

表7 区分・管理部署別温室効果ガス排出量

項目		温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)					
		基準年度		直近年度			
		2013 (平成25) 年度		2021 (令和3) 年度		基準年度からの推移	
		排出量		排出量			
		t-CO ₂	構成割合(%)	t-CO ₂	構成割合(%)	t-CO ₂	%
区分別	廃棄物処理施設	6,445.4	64.9	5,902.3	62.6	-543.1	-8.4
	上水・下水・排水施設	1,170.9	11.8	1,030.9	10.9	-140.0	-12.0
	レジャー施設	298.6	3.0	722.6	7.7	+424.0	+142.0
	庁舎等	510.6	5.1	402.2	4.3	-108.4	-21.2
	学校・児童施設	1,070.2	10.8	1,067.3	11.3	-2.9	-0.3
	その他のサービス	441.8	4.4	302.5	3.2	-139.3	-31.5
	管理部署別	総務課	13.7	0.1	9.9	0.1	-3.8
管財課		557.0	5.6	431.1	4.6	-125.9	-22.6
建設課		30.2	0.3	22.7	0.2	-7.5	-24.8
健康づくり課		179.0	1.8	613.1	6.5	+434.1	+242.5
福祉課		15.7	0.2	18.3	0.2	+2.6	+16.6
環境衛生課		6,445.4	64.9	5,902.3	62.6	-543.1	-8.4
産業振興課		49.0	0.5	65.6	0.7	+16.6	+33.9
上下水道課		1,121.3	11.3	971.4	10.3	-149.9	-13.4
学校教育課		933.9	9.4	920.1	9.8	-13.8	-1.5
子育て支援課		136.4	1.4	147.2	1.6	+10.8	+7.9
生涯学習課		456.1	4.6	326.4	3.5	-129.7	-28.4
合計	9,937.6	100.0	9,427.8	100.0	-509.8	-5.1	

注) 四捨五入処理のため合計が合わない場合があります。

注) 2021 (令和3) 年度から「函南町体育館」は「その他のサービス」から「レジャー施設」に変更しています。

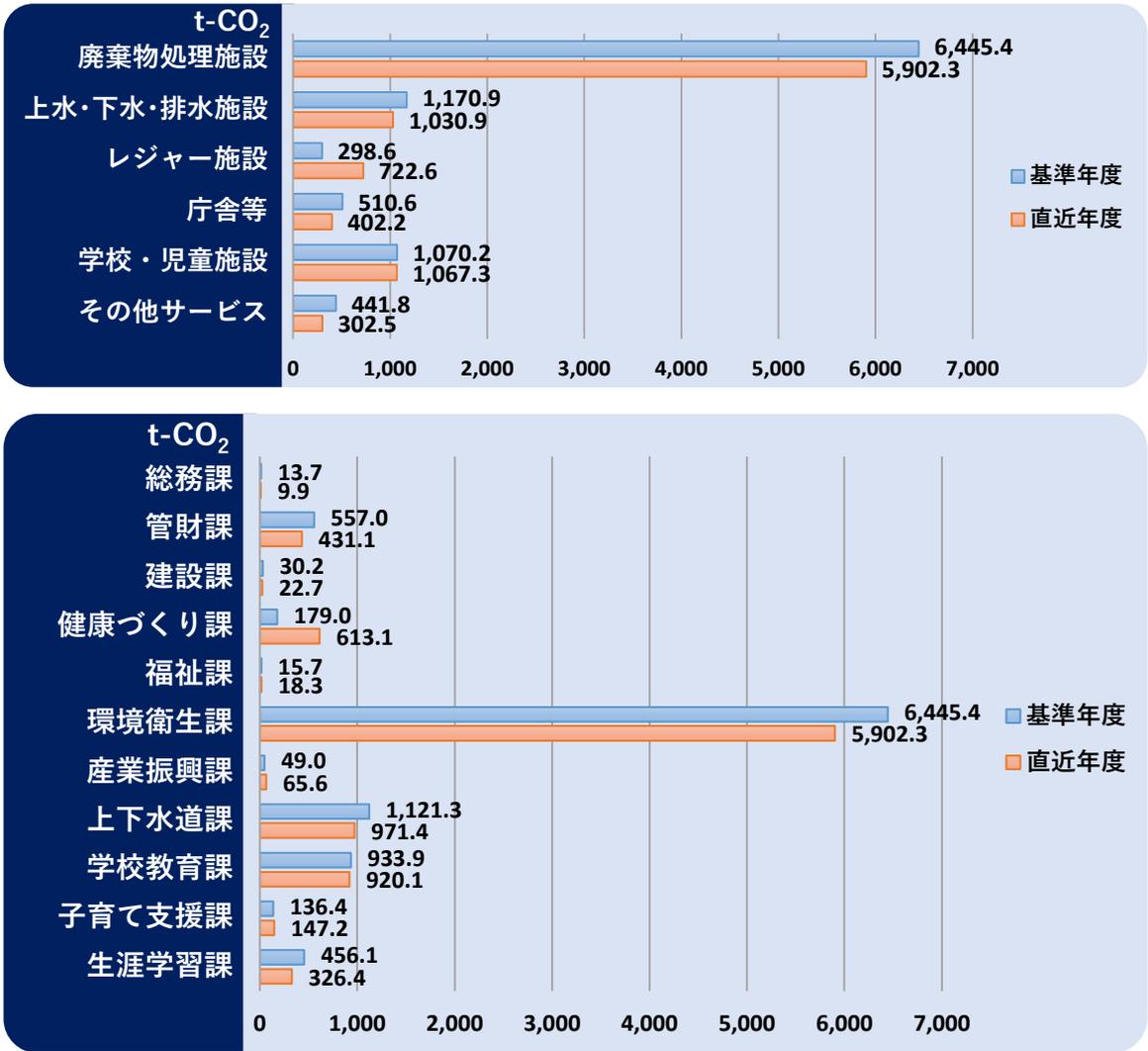


図6 基準年度と直前年度の区分・管理部署別温室効果ガス排出量

注) 2021 (令和3) 年度から「函南町体育館」は「その他のサービス」から「レジャー施設」に変更しています。

第3章 温室効果ガス排出量の削減目標（目指す目標）

1 削減目標

温室効果ガスの排出量を2013（平成25）年度を基準とし、2030（令和12）年度までに50.0%削減することを目指します。

町の温室効果ガス排出量の削減目標を図7、表8に定めます。

2013（平成25）年度を基準年度とし、2026（令和8）年度の中期目標は6,818.8t-CO₂(-31.4%)、2030（令和12）年度の長期目標は4,968.8t-CO₂(-50.0%)を目指します。

また、部門別の各使用量の削減目標を表9に示します。



図7 温室効果ガス排出量削減目標

表8 温室効果ガス排出量の削減目標

項目			温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)					国の目標
			基準年度 (2013年度)	直前年度 (2021年度)	中期目標 (2026年度)	長期目標 (2030年度)		
						基準年度からの削減率		
ガス別	二酸化炭素	公共施設等	5,139.9	5,019.1	3,565.2	2,639.4	-48.6%	-51%
		公用車	86.9	92.2	78.5	67.5	-22.3%	-35%
		一般廃棄物	4,419.1	4,028.1	2,916.5	2,027.1	-54.1%	-15%
		小計	9,645.9	9,139.4	6,560.2	4,734.0	-	-
	メタン	38.9	38.4	35.1	32.5	-	-11%	
	一酸化二窒素	251.9	249.1	222.6	201.4	-20.0%	-17%	
	ハイドロフルオロカーボン	0.9	0.9	0.9	0.9	-	-	
部門別	燃料使用量 (公共施設等)	灯油	154.7	372.8	372.8	372.8	-	-
		A重油	4.6	5.7	5.7	5.7	-	-
		LPG	243.7	227.6	227.6	227.6	-	-
		都市ガス	5.3	93.1	93.1	93.1	-	-
	燃料使用量 (公用車)	ガソリン	50.0	53.8	40.1	29.2	-	-
		軽油	37.0	38.4	38.4	38.4	-	-
	電気使用量	4,731.6	4,319.8	2,865.9	1,940.1	-	-	
	一般廃棄物の焼却	廃プラスチック類	4,419.1	4,028.1	2,916.5	2,027.1	-	-
		一般廃棄物焼却量	275.3	272.8	243.1	219.4	-	-
	自動車走行距離	2.4	2.0	2.0	2.0	-	-	
	し尿・雑排水の処理	し尿処理量	3.9	4.5	4.4	4.3	-	-
		浄化槽人槽	9.2	8.3	8.3	8.3	-	-
	自動車用エアコン・イオナーの使用	0.9	0.9	0.9	0.9	-	-	
合計			9,937.6	9,427.8	6,818.8	4,968.8	-	-

注) 四捨五入処理のため合計が合わない場合があります。

注) 電気事業者の排出係数（東京電力エナジーパートナー株式会社）は、2013（平成25）年度：0.000530t-CO₂/kWh、2021（令和3）年度：0.000447t-CO₂/kWhを使用。また、目標数値の排出係数については、図8参照。

電気使用量の目標数値に使用した排出係数は、2021（令和3）年度の「全電源平均の電力排出係数」の実績値 0.000433t-CO₂/kWh から、国の「地球温暖化対策計画」の目標値である 0.00025t-CO₂/kWh への予測値を使用し、中期目標となる 2026（令和8）年度は 0.000333t-CO₂/kWh、長期目標となる 2030（令和12）年度は、国の目標値 0.00025t-CO₂/kWh を使用しています（図8）。



図8 目標値算出に使用した電気使用量の排出係数

表9 各使用量の削減目標

項目	単位	部門別使用量					
		基準年度	直近年度	中期目標	長期目標（2030年度）		
		（2013年度）	（2021年度）	（2026年度）	目標値	直近年度からの削減率	
燃料使用量 （公共施設等）	灯油	L	62,133.8	149,729.4	149,729.4	149,729.4	—
	A重油	L	1,700.0	2,100.0	2,100.0	2,100.0	—
	液化石油ガス(LPG)	m ³	36,923.9	34,767.2	34,767.2	34,767.2	—
	都市ガス	m ³	2,389.0	42,056.0	42,056.0	42,056.0	—
燃料使用量 （公用車）	ガソリン	L	21,536.8	23,198.4	17,295.7	12,573.5	-45.8%
	軽油	L	14,331.8	14,874.8	14,874.8	14,874.8	—
電気使用量	kWh	8,927,476.9	9,664,077.7	8,606,398.1	7,760,254.4	-19.7%	
一般廃棄物の焼却	廃プラスチック類	t	1,738.7	1,530.9	1,120.8	792.7	-48.2%
	一般廃棄物焼却量	t	15,305.4	15,164.7	13,515.5	12,196.1	-19.6%
自動車走行距離	km	326,529.8	275,609.0	275,609.0	275,609.0	—	
し尿・雑排水の処理	し尿処理量	m ³	3,197.3	3,655.4	3,549.8	3,465.3	-5.2%
	浄化槽人槽	人槽	427.0	382.0	382.0	382.0	—
自動車用エアコンの使用	台	62.0	63.0	63.0	63.0	—	

(参考)し尿等合計の推計

項目	単位	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
し尿等合計	kL	3,494	3,463	3,440	3,394	3,356	3,314	3,314	3,314	3,314	3,314
削減率	%	基準年度	-0.9%	-1.5%	-2.9%	-3.9%	-5.2%	-5.2%	-5.2%	-5.2%	-5.2%

注) し尿等合計は、函南町生活排水処理基本計画【中間見直し】令和4年3月の2021（令和3）年度から2026（令和8）年度の予測値（削減率）を使用し、2027（令和9）年度から2030（令和12）年度は、2026（令和8）年度の目標値を据置きです。

2 目標設定の考え方

国の地球温暖化対策計画、第六次函南町総合計画、省エネ法の特定事業者に対する判断規準などを踏まえて目標設定を行います。

「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）」（環境省）では、期待される目標水準を①国の「2050年カーボンニュートラル宣言」・「地球温暖化対策計画」・「政府実行計画」、②地方公共団体の区域施策編や上位計画など、③関連法令（エネルギーの使用の合理化等に関する法律など）などを勘案して設定することが明記されています。

そこで、本計画の温室効果ガス総排出量の削減目標として期待される水準について、表10に示します。本計画の削減目標の検討にあたっては、これらの水準を踏まえたものとする必要があります。

表10 関連計画等の削減目標の水準

目標水準		
① 国の目標等	地球温暖化対策計画 (令和3年10月)	<ul style="list-style-type: none"> ● 2013（平成25）年度を基準年度として、2030（令和12）年度までに以下の削減率が設定されています。 ➤ エネルギー起源二酸化炭素（業務その他部門：51%削減） ➤ エネルギー起源二酸化炭素（運輸部門：35%削減） ➤ 非エネルギー起源二酸化炭素（一般廃棄物：15%削減） ➤ メタン（11%削減） ➤ 一酸化二窒素（17%削減）
	2050年 カーボンニュートラル (令和2年10月)	<ul style="list-style-type: none"> ● 2050（令和32）年までに、温室効果ガスの排出量と森林などの吸収量を合わせて実質ゼロにすることを目標とします。
	政府実行計画 (令和3年10月)	<ul style="list-style-type: none"> ● 2013（平成25）年度を基準として、政府全体の温室効果ガス排出量を2030（令和12）年度までに50%削減します。
② 町の目標等	第六次函南町総合計画 後期基本計画 (令和4年3月)	<ul style="list-style-type: none"> ● 2020（令和2）年度を基準年度として、2026（令和8）年度までに以下の削減目標が設定されています。 ➤ 町の事務事業で発生した温室効果ガス排出量を2020（令和2）年度：9,333t-CO₂から2026（令和8）年度：8,859t-CO₂に474t-CO₂削減
	函南町一般廃棄物 処理基本計画 (令和4年3月)	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみ排出量については、以下のような実績・予測結果が掲載されています。 ➤ ごみ排出量 実績値：2013（平成25）年度 15,065t 予測値：2020（令和2）年度 15,425t・2026（令和8）年度 12,738t
	函南町生活排水処理 基本計画 (令和4年3月)	<ul style="list-style-type: none"> ● 2020（令和2）年度を基準年度として、2026（令和8）年度までに以下の目標が設定されています。 ➤ 生活排水処理率：2020（令和2）年度74.8%から2026（令和8）年度 約80% ➤ し尿量等合計：2020（令和2）年度3,486tから2026（令和8）年度 3,314t
③ 関連する法令に基づく目標等	省エネ法の判断基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者全体または工場棟ごとに「エネルギー消費原単位（または電気需用平均化原単位）」を年平均1%以上低減することが努力目標として示されている。 ➤ エネルギー消費原単位（または電気需用平均化原単位）を年平均1%以上低減

出典）環境省 地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編） ほか

■2030（令和12）年度までの温室効果ガス排出量削減目標

2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量削減目標は、国の「地球温暖化対策計画」の目標値を踏まえ、「第六次函南町総合計画」・「函南町一般廃棄物処理基本計画」・「函南町生活排水処理基本計画」の目標値を参考にし、各使用量の削減率を設定します（表11）。

表11 目標（2030年度）の削減率の設定

部門		目標 (2030年度)	削減率の設定の考え方
燃料使用量 (公用車)	ガソリン	2021年度比 -45.8%	公用車20台をEVに入替え、年間のガソリンを10,624.8L削減
電気使用量		2021年度比 -19.7%	蛍光灯5,000本をLED化・高効率空調への入替え7施設、太陽光発電を約半数の施設に導入し、1,903,823.3kWh削減
一般廃棄物の焼却		2021年度比 -19.6%	一般廃棄物及び廃プラスチックの削減や分別を行いごみ排出量の2,968.6t削減
廃プラスチック の焼却	(合成繊維に限る)	2021年度比 -19.6%	廃プラスチックの削減や分別を行い、84.0t削減
	(合成繊維を除く)	2021年度比 -59.4%	廃プラスチックの削減や分別を行い、654.2t削減
し尿・雑排水の処理		2021年度比 -5.2%	「函南町生活排水処理基本計画【中間見直し】令和4年3月」のし尿量等合計値、2021年度予測:3,494kLから2026年予測:3,314kLへの削減割合「5.2%」を使用し、190.1kL(m ³)削減

第4章

温室効果ガス排出量削減のための取組

1 取組の方針

温室効果ガスの排出を抑制し、温室効果ガス排出量削減目標を達成するため、町の事務及び事業に係る具体的な取組を定めて実践します。

取組は、温室効果ガス排出量の削減に直接に資する項目（電気の使用、廃棄物焼却など）とともに、間接的に地球温暖化の防止に資する項目（紙・水の使用など）についても設定し、積極的に地球温暖化対策に取り組めます（表12）。

表12 取組の体系

(1)事務活動に係る取組	①冷暖房
	②照明
	③OA機器・パソコン・電化製品
	④その他施設設備
	⑤車両
	⑥紙
	⑦水
(2)事業活動に係る取組	①建築物・建設事業
	②上水道事業
	③その他の事業
(3)廃棄物処理事業における取組	①安全安心で環境にやさしいごみ処理の推進
	②事務事業に伴って生じる廃棄物
(4)各分野共通の取組	①マネジメントシステムの実践
	②民間の知見の活用や官民連携における施設整備・管理運営方式の検討
	③その他

2 取組の内容

(1) 事務活動に係る取組



① 冷暖房

【効率的な冷暖房設備の導入】

- 蓄熱型空調機、熱交換型換気扇などの機器を導入し、冷暖房の効率を高める。
- 二重窓、機能性ガラスなどを導入し、冷暖房の効率を高める。
- 室外機、ダクト、空調機器の設置を工夫し、空調のロスをなくす。
- エネルギー消費効率の高いエアコンへの切替えを行う。

【冷暖房の使用場所と使用時間の適正化】

- 時間外勤務中の冷暖房を自粛する。
- 空調の選択と集中を図り、計画的に運転する。
- 会議室は適切な広さの部屋を使用し、空調の無駄を減らす。
- 空調機器は集中管理により、適正な運行管理に努める。

【冷暖房の設定温度の調整】

- 暖房の温度設定を 19°C、冷房の温度設定を 28°C にする。
- 冬季のウォームビズ（膝掛け・上着・レッグウォーマー）を推奨する。
- クールビズ（ノーネクタイ・ノー上着・ポロシャツ）を推奨する。
- カーテン・ブラインド等を開閉し、冷暖房の効率を高める。
- 緑のカーテンや屋上緑化などにより、冷房の効率を高める。
- 空調機器は定期的に整備・点検する。



② 照明

【効率的な照明設備の導入】

- トイレ等にセンサー式照明の導入を検討する。
- LED 照明を使用する。

【照明の使用場所と使用時間の適正化】

- 昼休みは原則的に全て消灯し、受付等の最低限の場所のみ点灯する。
- 通路・階段等の共有部分で支障のない場所は消灯する。
- トイレ、会議室、給湯室等は、使用時のみ点灯し、退室時に必ず消灯する。
- 始業前、終業後は原則消灯し、最低限の範囲のみ点灯する。
- 日中は間引き照明とする。



③OA 機器・パソコン・電化製品

【省エネルギー機器の導入】

- 省エネ型機への更新を進める。
- 待機電力の少ない省エネ型製品を選択する。

【使用時の無駄の削減】

- 昼休みには原則として OA 機器の電源を切る。
- パソコンの不使用时はモニターを消す。
- 席を立つときはパソコンの電源を切る。
- 機器は省電力設定（省エネモード、自動 OFF）を活用する。
- 長時間使用しない場合は機器の電源を切る。



④その他施設設備

【省エネルギー型設備の導入】

- 自動販売機の台数の見直し、省エネ型機への転換を進める。
- 省エネルギー型設備の導入を検討する。
- コージェネレーションシステムの導入を検討する。

【効率的な設備の利用】

- エレベーターの間引き運転を行う。
- 職員はエレベーターの使用を自粛する。
- 夏季は温水器・便座ヒーターを停止する。
- フロン類冷媒を使用する業務用冷凍空調機器を使用する場合は、フロン排出抑制法に基づく機器の点検等を適正に行い、使用時の漏えい対策を行う。



⑤ 車両

【車種と台数の適正化】

- 必要な台数、車種を見直す。
- 先進環境対応車（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、クリーンディーゼル、環境性能に特に優れた従来車など）の導入を進める。
- 特別職公用車として先進環境対応車を採用する。

【エコドライブの実行】

- アイドリングストップ（暖機運転を含む。）を心掛ける。
- 急発進、急加速、空ぶかしをしない。
- 車には不要な荷物を積んだままにしない。
- 経済速度（一般道 40km/時、高速道 80km/時）で運転する
- 長距離の移動には電車等の公共交通機関を積極的に利用する。
- 通勤において徒歩、自転車、公共交通機関の利用を推奨する。
- タイヤの空気圧を定期的に調整する。
- 公用車の集中管理（相乗り等）により効率的に使用する。
- 走行距離、燃料使用量を把握管理し、改善に努める。
- 先進環境対応車を優先的に使用する。

【公用車の使用削減】

- ウェブ会議システムなど、インターネットを活用し人の移動を少なくし、自動車利用の抑制や、効率化を推奨する。



⑥紙

【紙使用量の削減】

- 庁内 LAN、メール、電話、庁内掲示板、回覧等を活用し、不要な印刷は避ける。
- 資料は共有化し、手持ち資料を減らす。
- 簡潔明瞭な文書・資料を作成するよう努める。
- 書類配布時に封筒を配布しないよう努める。
- 電算結果は電子媒体への保存で対応し、印刷しない。
- 事前配布資料は原則として再配布を自粛する。
- 用紙使用量の把握・管理を行う。
- タブレット端末等の使用によりペーパーレスを図る。

【紙の効率的な利用】

- 配布物（庁内・庁外）は原則、両面印刷とする。
- 外注印刷物には再生紙の使用と両面印刷を指定する。
- 縮小可能なものは縮小コピーする。
- コピー機、印刷等における大量のミスコピー、ミスプリントを防止するため、テスト印刷をするよう徹底する。
- ミスコピーを防止するため、コピー機使用後は必ずリセットボタンを押す。
- コピー、印刷物の部数、ページ数を減量する。
- 印刷物の残数把握により印刷部数を減量する。
- FAX の送付状は省略し、送受信者氏名等は本文余白を利用する。

【紙の再利用】

- 用紙の裏紙利用を徹底する。
- 片面のみ印刷した紙を廃棄しないよう分別する。
- 使用済カレンダーやポスター等を名刺やメモ用紙に使用する。
- 使用済封筒、ファイル等は再使用する。
- FAX 受信紙等は片面使用済用紙の裏紙を使用する。
- 内部資料等はステープラーに代えクリップ等を使用し、ステープラーを使用する場合は一か所止めとする。
- トイレットペーパーは 100%再生紙を使用する。
- 本人確認等が必要な手続では目視で確認を行い、過度なコピーを取らない。
- 会議資料の電子化によりペーパーレスを図る。
- タイムカードの IC カード化によりペーパーレスを図る。
- 決裁文書の電子化によりペーパーレスを図る。
- 財務伝票の電子化によりペーパーレスを図る。



⑦水

【節水設備の見直し】

- 雨水利用システムの導入を検討する。
- 節水設備（感知式洗浄弁、自動水栓等）の導入を検討する。

【節水】

- 蛇口に節水コマの取り付けを検討する。
- 配水管の水漏れ点検を定期的に行う。
- 手洗い・歯磨き時などは水を出しっぱなしにしない。
- 芝生や植木などへの散水は効率的、計画的に実施する。

(2) 事業活動に係る取組



①建築物・建設事業

【建物全体の見直し】

- ビルエネルギー管理システム（BEMS）やネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）の導入を検討するなど、建物全体の省エネ化や再生可能エネルギー等の活用を図る。
- コージェネレーションシステムの検討も含め、建築物の用途・規模に合わせたエネルギー使用の効率化を図る。
- 電力平準化設備（蓄電設備）の採用を検討する。

【建築材料の見直し】

- 再生資材等、環境負荷の少ない建設材を採用する。
- 耐久性の高い材料・工法を活用し、長寿命化に努める。

【再生可能エネルギー・未利用エネルギー導入の検討】

- 太陽光発電や太陽熱利用、太陽光・風力ハイブリッド型電灯などの再生可能エネルギーや蓄電池を取り入れた設備の導入を検討する。
- 建物の排熱や地中熱など今まで利用されていない未利用エネルギーを取り入れた設備の導入を検討する。

【冷暖房・照明等の機器の見直し】

- 敷地内や屋上の緑化を推進し、冷暖房に係るエネルギーを削減する。
- Low-E 複層ガラスなど断熱性や気密性の高い設計とし、冷暖房に係るエネルギーを削減する。
- 空調設備等の省エネ型製品の導入を推奨する。
- 省エネルギー型照明を採用する。
- 人感センサーにより点消灯できる装置を設置する。
- LED など省エネ型の照明機器の導入を検討する。
- 階段、事務室、トイレなどに、ライトシェルフ、ハイサイドライトなどを利用した自然光を取り入れる。
- エリアごとに照明範囲を管理できるスイッチ回路の採用を検討する。
- 空調設備更新時、効率の良いサブスクリプション方式の導入を検討していく。

【水の有効利用】

- 雨水貯留槽等を設置し、雨水の有効利用に努める。
- 節水コマやセンサー式水洗などを採用し、水使用量を削減する。

【廃棄物の削減・リサイクル】

- コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材の再生資源化を図る。
- 廃棄物の分別収集スペースを確保するなど、運用後の廃棄物対策に配慮した設計にする。
- 分別排出により、建設廃棄物の再利用を図る。
- 建設時はもちろん解体時等も含め、請求業者へ建設副産物の減量、再利用、資源化を指示する。



②上水道事業

【水道施設の適正化】

- 更新時には、水需要の予測に基づき、施設規模の適正化を検討する。



③ その他の事業

【温室効果ガス吸収作用の保全・強化】

- 健全な森林の整備を行う。
- 保安林などの適切な管理・保全を推進する。
- 効果的かつ安定的な林業経営となるよう林業従事者への支援を行う。
- 木材及び木質バイオマスの利用を促進する。
- 公園の整備・管理を行う。
- 道路、河川、公共施設などにおける緑化を推進する。
- 建築物の屋上など新たな緑化空間の創出を行う。

【イベント開催時の環境配慮】

- 再生材を積極的に使用し、また来場者への周知・啓蒙を図る。
- 来場者に対し、公共交通機関や自転車、徒歩での来場を呼びかける。
- 会場までの公共交通機関の確保、利用経路の周知、駐輪場の確保等に努める。
- 太陽光発電・風力発電・太陽熱利用等の新エネルギー設備をコストや将来性等を考慮した上で導入を検討する。

(3) 廃棄物処理事業における取組



① 安全安心で環境にやさしいごみ処理の推進

【家庭系の不適正排出者への指導】

- 回収不可シールによる周知をする。
- ごみステーションの巡回指導をする。
- 燃やせるごみの組成分析を実施する。

【事業系の不適正排出者への指導】

- 搬入物検査を実施する。
- 適正排出及び排出削減を指導する。

【適正な分別排出をしやすい環境づくり】

- 資源物の出しやすい環境づくりをする。
- 転入者、アパート家主への分別徹底の協力体制を構築する。
- ごみ分別等説明会を開催する。

【収集サービスの向上】

- 収集サービスの向上を図る。

【安全安心な処理体制の確立】

- 安全安心な処理体制を確立する。

【環境美化の推進】

- 環境美化を向上させる。
- 不法投棄の防止を図る。

【エネルギー有効活用の推進】

- 燃やせるごみの処理におけるエネルギー有効活用を推進する。



②事務事業に伴って生じる廃棄物

【リデュース（排出抑制）の推進】

- 在庫管理・調整により、物品を計画的に購入する。
- 物品は、部署間でできるだけ共同で使用する。
- 使い捨て製品は、できるだけ使用しない。
- 個人用のごみ箱は使用せず、事務室内のごみ箱はできるだけ少なくする。
- 缶やビン等の持ち込みごみは、各自の責任により処分する。
- マイバッグ・マイボトル・マイ箸等の利用を促進する。

【リユース（再使用）の推進】

- 部品の修理交換が可能な製品を購入する。
- 保守・修理サービス期間の長い製品を購入する。
- 事務機器や用品等の故障、不具合の際は修繕し再使用する。
- 洗剤及び文具等は詰め替え可能な製品を購入する。

【リサイクル（再生利用）の推進】

- ペットボトルや缶入りの飲料を提供する際は、回収した容器を分別回収する。
- 施設からの廃棄物量及び資源化量を把握・管理する。
- 分別回収ボックスを設置し、資源化を徹底する。

【リフューズ（発生抑制）の推進】

- 納入業者に対し過剰梱包にならないよう要請する。
- 配布物・販売物の包装を控える。

【リターン（返却）の推進】

- トナーカートリッジは、業者に回収、資源化を要請する。

【リカバー（回復）の推進】

- ごみゼロ運動などの清掃活動を実施・参加する。

(4) 各分野共通の取組



① マネジメントの実践

【施設設備に係る情報整備】

- 設備管理台帳の整理を検討する。
- 省エネ診断等を活用した施設設備の実態把握をする。

【環境マネジメントシステムの導入検討】

- ISO14001 もしくはエコアクション 21 等の環境マネジメントシステムの導入を検討する。



② 民間の知見の活用や官民連携における施設整備・管理運営方式の検討

【民間の知見の活用】

- ESCO 事業の導入を検討する。

【官民連携における施設整備・管理運営方式の検討】

- PFI 事業や指定管理者制度の導入を検討する。



③その他

【グリーン調達・グリーン契約の推進の検討】

- 「函南町役場グリーン購入調達方針」（次ページ）を今後定め、紙・文具類、公共工事などのグリーン調達の推進を検討する。
- 一括調達による低コスト化や省エネルギー設備のリース等の導入を検討する。

【業務の効率化】

- 業務の流れを見直し最適化を図り、エネルギー全体の削減を図る。
- 業務に沿った ICT 技術（RPA・AI など）を導入し効率化を図り、残業時間の削減や紙の使用削減を図る。

【意識の向上】

- 指定管理先も含めたすべての職員に地球温暖化対策の情報提供を行う。
- 職員に環境に関する研修などを行う。
- 町民に地球温暖化対策の情報提供を行う。

【町全域の温暖化対策】

- 官民一体となり、町全域の温室効果ガス排出量削減を行うため「地球温暖化対策実行計画 区域施策編」を策定する。

函南町役場グリーン購入調達方針（案）

地球温暖化を中心とした社会的課題の解決には、消費と生産のあり方を見直し、経済社会のあり方そのものを環境負荷の少ない持続的な発展が可能なものに変革していくことが不可欠である。

SDGs（持続可能な開発目標）では目標12「持続可能な生産消費形態を確保する」において、ターゲット12.7「国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。」が位置付けられており、日本では目標達成の指標として国等の機関のグリーン購入が位置付けられている。

また、気候変動対策の観点では、パリ協定の発効に基づき、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）が改定され、「その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用」を推進することが定められている。

なお、日本国内では、製品やサービス等の調達という側面において、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）において再生品の使用の促進について言及されているほか、第5次環境基本計画（平成30年4月閣議決定）では重点戦略①「持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築」においてグリーン購入が求められている。グリーン購入の取組は国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）が平成13年4月に施行されて以降、地方公共団体においても法に基づく取組が期待されている。

このような状況を踏まえ、函南町の行政事務事業において、グリーン購入を効果的に推進していくため、函南町役場グリーン購入調達方針を定める。

1 目的

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、環境に配慮した物品の調達（グリーン調達）の推進を図るための方針を定め、函南町におけるグリーン購入を実践することで、町の行政事務事業に起因する環境負荷の低減を図り、持続可能な社会の形成に資することを目的とする。

2 適用範囲

函南町の全ての機関が行う物品又はサービス（以下「物品等」という。）の調達において適用する。ただし、指定管理者については、方針の趣旨を踏まえ、グリーン購入の推進に努めるものとする。

3 調達の基本原則

町では環境物品等を優先的に調達することにより、これらの市場の形成や開発の促進、また、地域経済における需要の転換を促すことで、持続可能な循環型社会の形成を図る。また、物品等の調達においては、調達の必要性と適正な調達数量について検討を行い、業務上やむを得ない理由がある場合を除き、以下の基本原則に則り、環境物品等を優先して調達するものとする。

- (1) 環境汚染物質の使用及び放出が削減されていること。
- (2) 資源やエネルギーの消費量が削減されていること。
- (3) 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。
- (4) 長期間の使用や再使用が可能であること。
- (5) 有効なリサイクルが可能であること。
- (6) 廃棄時に処理や処分が容易なこと。
- (7) 調達数量は、必要最小限とすること。

4 推進方法

(1) 判断基準

グリーン購入の対象物品は、環境省の「グリーン購入の調達者の手引き」に基づき策定する「函南町役場グリーン購入調達ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」に準ずるものとする。また、対象物品以外についても、「3 調達の基本原則」に準じて物品を選定するよう努めるものとする。

(2) 特定調達品目及び調達目標

特定調達品目及び調達目標は、ガイドラインにて定める。調達目標は、分類別に設定し、函南町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改定時に調達実績を踏まえ、見直しを行うものとする。なお、初年度の調達目標は、参考となる調達実績がないことから、「70%」もしくは「できる限り配慮する」とする。

(3) 各課等におけるグリーン購入の取組

函南町職員は、調達目標を定めた特定調達品目に該当する物品等を調達しようとする際は、入札条件等にこれらを明示する等の方法により優先的に購入するものとする。

(4) 調達実績の把握等

- ア 所属長は、毎年度はじめに前年度の実績を集計し、環境衛生課長に報告するものとする。
- イ 環境衛生課長は、調達実績を取りまとめ、函南町地球温暖化対策推進担当者会議にて報告するものとする。
- ウ 地球温暖化対策推進委員会事務局である環境衛生課は、報告に基づき評価を行い、必要に応じて目標や取組内容等の見直しを行うものとする。
- エ 調達実績については、町のホームページ等において公表するものとする。

5 適用時期

本方針は、ガイドラインが策定され次第適用する。

第5章

計画の推進体制・進行管理

1 推進体制

本計画は図9に示すように、町長を統括責任者として、全職員による体制で推進します。

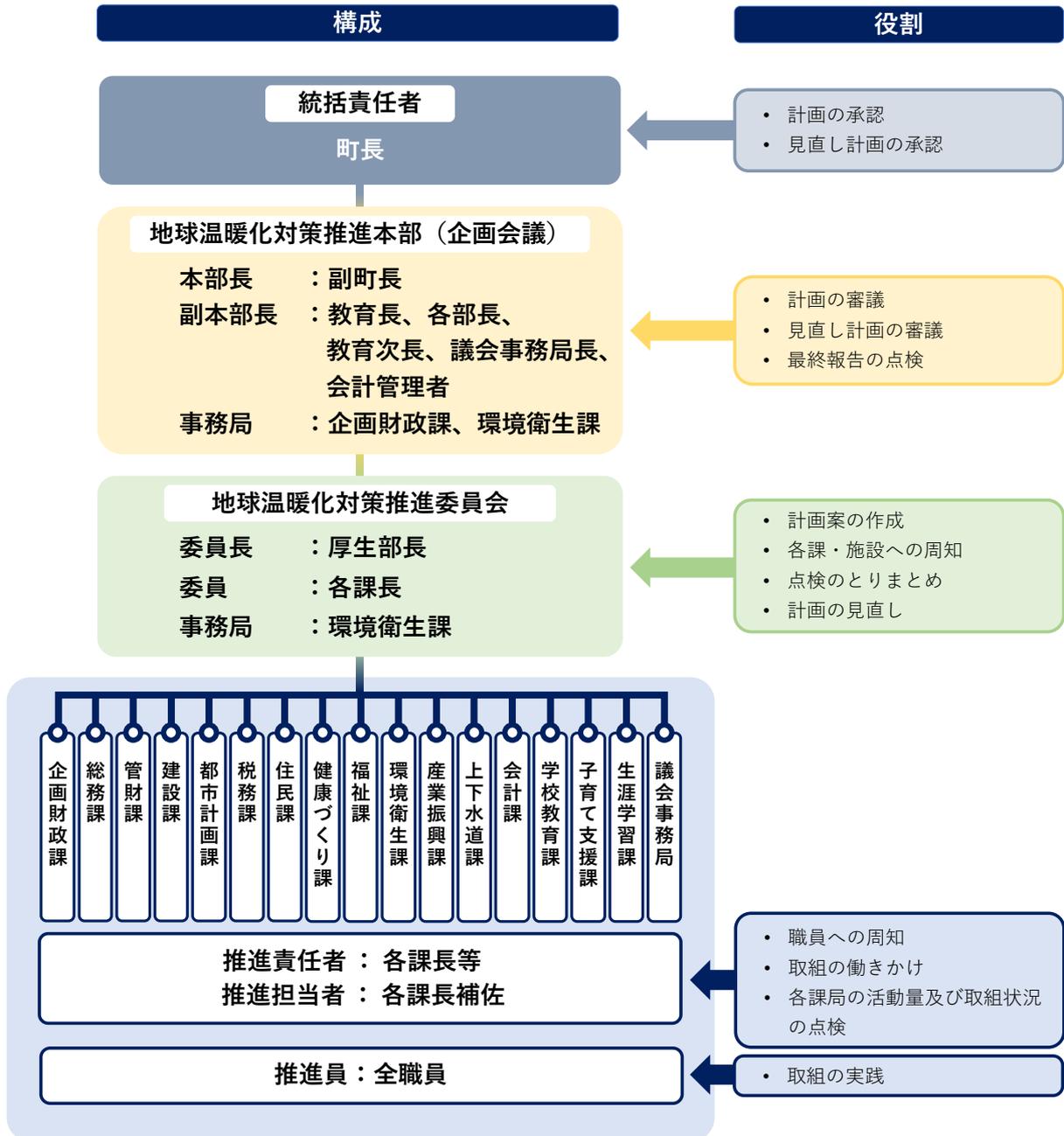


図9 計画の推進体制と役割

2 進行管理

(1) PDCA サイクルによる進行管理

本計画は以下のPDCAサイクル(Plan、Do、Check、Action)の流れに従って、継続的な改善を図りながら推進します(図10)。また、計画の見直し時には、これまでの目標達成状況や施策の進捗状況等を把握し、社会情勢の変化や技術の進歩等を踏まえ、計画の見直しを行います。

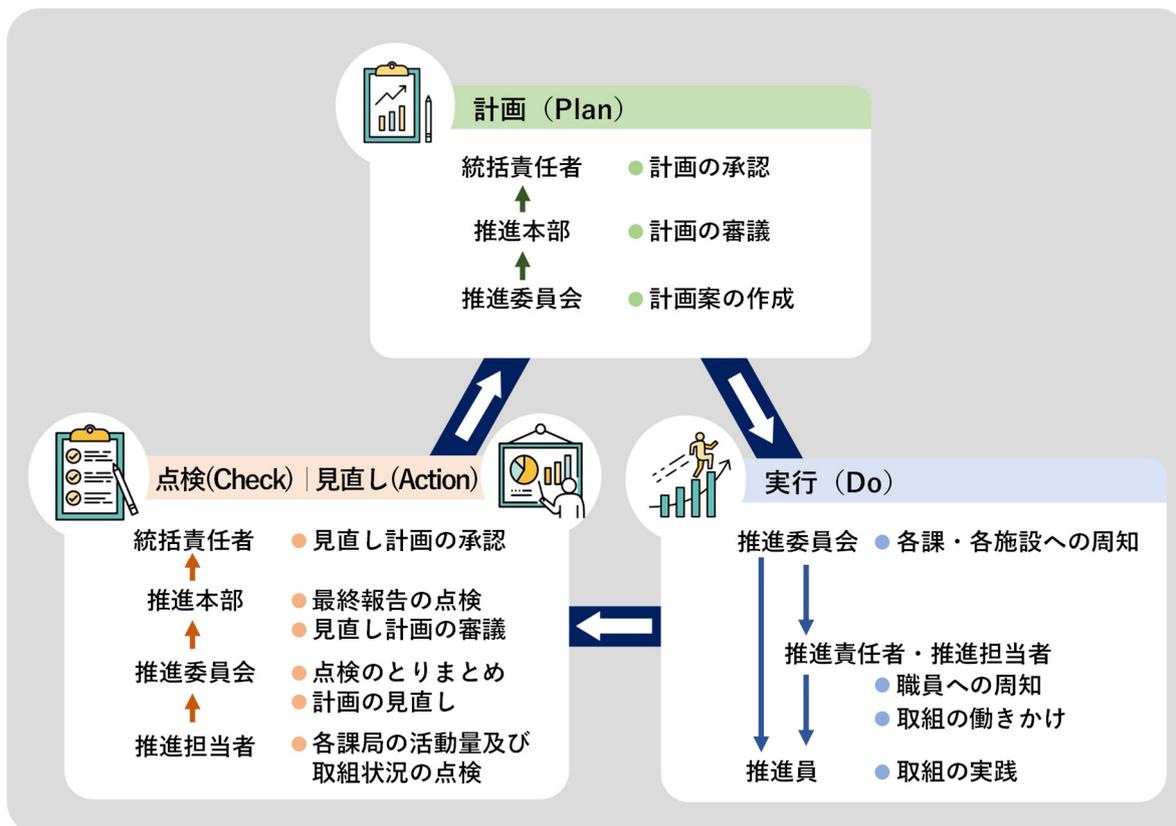


図10 PDCA サイクルによる計画の進行管理

3 公表

■点検結果の公表

計画の実施状況を把握するため、毎年、温室効果ガス排出量の調査を行い、結果について検討・評価します。点検結果は推進委員会事務局(環境衛生課)でとりまとめ、庁内及び庁外に向けて公表します。

資料編

資料 1 地球温暖化の原因と状況

(1) 地球温暖化とは

■地球温暖化のメカニズム

大気中の二酸化炭素やメタンなどは、地表から放射される赤外線を吸収し、エネルギーを保持することで地表を人や生き物にとって住みやすい温度に保っています。このような働きのことを「温室効果」といい、二酸化炭素やメタンのように赤外線を吸収する働きを持つ気体のことを「温室効果ガス」といいます（図 資料1）。

現在の地球の平均気温は約 14℃ですが、もし大気中に温室効果ガスが全くなかった場合、平均気温はマイナス 19℃になり、人間の活動は極めて困難な環境になると考えられています。

気温の維持に必要な温室効果ガスですが、人間活動に伴う大量の化石燃料の使用や、森林伐採などにより、大気中の温室効果ガス濃度が増加し、地球全体の温度を上昇させていることが、地球規模の環境問題となっています。



図 資料 1 地球温暖化のメカニズム

出典) 環境省 COOL CHOICE

■上昇する温室効果ガス濃度

二酸化炭素の大気中の濃度は過去数百年にわたって 280ppm 程度でしたが、18 世紀半ばから上昇を始め、特にここ数十年で急激に増加し、2010 年代後半には 400ppm を超過しています。これは 18 世紀半ばに起こった産業革命以降、動力などの燃料として石炭や石油が大量に使われるようになったためです。

世界中の温室効果ガスの収集と解析を行っている気象庁は、大気中の主要な温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素）の増加が続いており、2020（令和 2）年には世界平均濃度はいずれも観測史上最高を更新したことを公表しています（図 資料 2）。

このように、大気中の温室効果ガス濃度が高くなることで、より多くの熱が温室効果ガスに吸収されて、急速に地球温暖化が進行しつつあります。

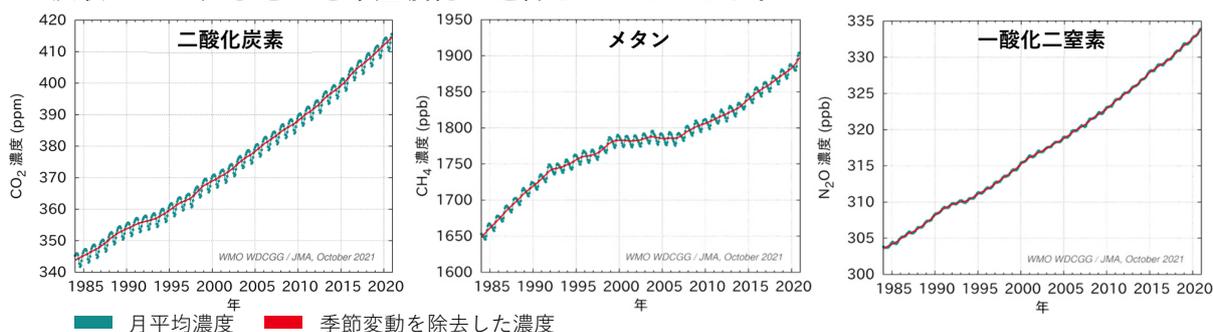


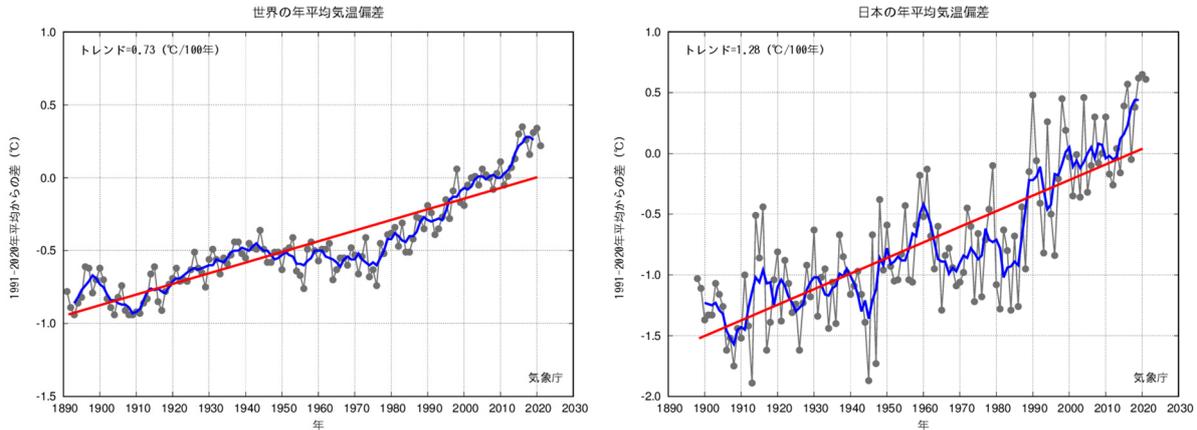
図 資料 2 地球全体の温室効果ガス経年変化

出典) 気象庁

(2) 地球温暖化による影響

■上がり続けている世界や日本の平均気温

世界の平均気温は上下動を繰り返しながら、100年当たり約0.73℃の割合で上昇しており、2021（令和3）年は統計を取り始めた1891年以降では6番目に高い値となりました。なお、日本の平均気温は世界平均を上回る割合で上昇しており、100年当たり1.28℃の割合で上昇しています（図資料3）。

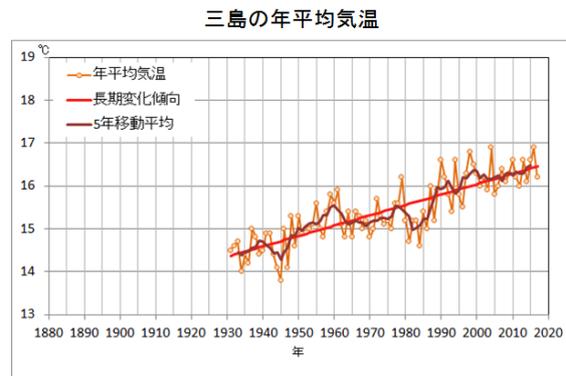


図資料3 世界及び日本の年平均気温の経年変化（1891～2021）

出典) 気象庁

■町周辺における気温変化

町周辺の観測結果（三島気象観測所）を見ると、年平均気温は徐々に高くなる傾向にあり、1931（昭和6）年以降2017（平成29）年までのデータを100年あたりで計算すると、2.4℃上昇しています（図資料4）。



図資料4 三島気象観測所における年平均気温の経年変化

出典) 静岡地方気象台

■人間活動による影響

「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」では、2021（令和3）年から2022（令和4）年にかけて、IPCC第6次評価報告書を公表しました。

同報告書では1850（嘉永3）年～1900（明治33）年を基準とした世界平均気温の変化を説明しており、過去2000（平成12）年の復元値と1850（嘉永3）年～2020（令和2）年の観測値の変化、人為起源と自然起源の要因を考慮してのシミュレーションを行っています（図資料5）。

同報告書には、「人間の影響が大気、海洋、陸域を温暖化させてきたことは疑う余地がない」と、明記されました。

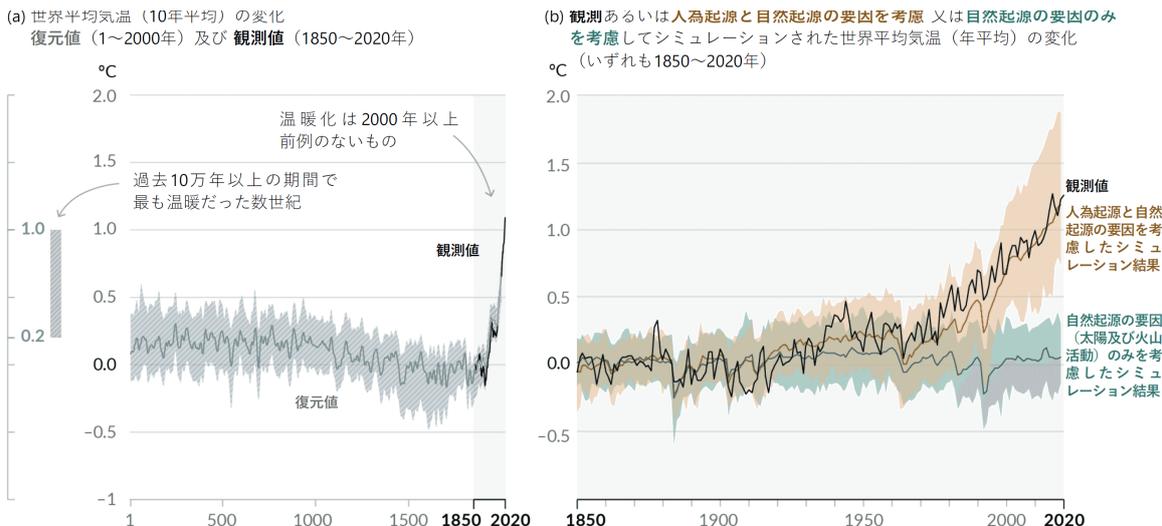


図 資料 5 世界平均気温の復元値・観測値及び人為起源と自然起源のシミュレーション

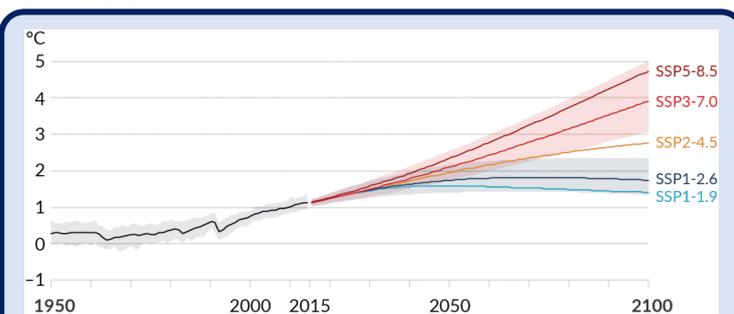
出典) IPCC AR6 WG1 報告書 政策決定者向け要約 暫定訳 (文部科学省及び気象庁) より、図 SPM.1 を転載

■1850 (嘉永 3) 年～1900 (明治 33) 年を基準とした世界平均気温の 5 つのシナリオ

IPCC 第 6 次評価報告書には、地球温暖化対策の取組方が異なる 5 つのシナリオにより将来の世界平均気温の変化を予測しています。

1850 (嘉永 3) 年～1900 (明治 33) 年を基準とした場合、SSP3-7.0 や SSP5-8.5 のシナリオでは、21 世紀中に 2℃を確実に超えると予測されています。また、SSP2-4.5 では 2℃を超える可能性が極めて高く (95～100%)、SSP1-2.6 は可能性が低く (0～33%)、SSP1-1.9 は可能性が極めて低い (0～5%) となっています (図 資料 6)。

温室効果ガスの排出量が少ないとされるシナリオまで削減できなければ、とても高い確率で 21 世紀中に平均気温が 2℃を超える予測となります (図 資料 6)。



出典) IPCC AR6 WG1 報告書 政策決定者向け要約 暫定訳 (文部科学省及び気象庁) より、図 SPM.8 の一部分を転載

IPCC 第6次評価報告書における SSPシナリオとは

シナリオ	シナリオの概要	近い RCPシナリオ <small>IPCC AR5 で発表された 代表シナリオ</small>
SSP1-1.9	持続可能な発展の下で 気温上昇を 1.5℃以下におさえるシナリオ 21 世紀末までの気温上昇 (工業化前基準) を 1.5℃以下に抑える政策を導入 21 世紀半ばに CO ₂ 排出正味ゼロの見込み	該当なし
SSP1-2.6	持続可能な発展の下で 気温上昇を 2℃未満におさえるシナリオ 21 世紀末までの気温上昇 (工業化前基準) を 2℃未満に抑える政策を導入 21 世紀半ばに CO ₂ 排出正味ゼロの見込み	RCP2.6
SSP2-4.5	中道的な発展の下で気候政策を導入するシナリオ 2030 年までの各国の国別削減目標 (NDC) を集計した排出量上限にほぼ位置する	RCP4.5 (2050 年までは RCP6.0 と近い)
SSP3-7.0	地域対立的な発展の下で 気候政策を導入しないシナリオ	RCP6.0 と RCP8.5 の間
SSP5-8.5	化石燃料依存型の発展の下で 気候政策を導入しない最大排出量シナリオ	RCP8.5

出典) IPCC 第6次評価報告書および環境省資料をもとに JCCCA 作成

出典) 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト <https://www.jccca.org/>

図 資料 6 シナリオ別世界平均気温

■地球温暖化による影響

気温の上昇による地球環境への影響としては、北極・南極の氷や氷河が溶ける、海面水位の上昇による陸域の減少、豪雨や干ばつなどの異常現象の増加などが懸念されています。

また、近年、気象災害が多く発生するようになってきているのは地球温暖化の影響とも言われています。

2021（令和3）年米国やカナダでは、6月7日に高温が続き、6月の米国本土の月平均気温は1895（明治28）年以降で最も高くなりました。また、多数の大規模な山火事も発生しています。

日本でも、大雨の被害が増加しており、2021（令和3）年8月の西日本日本海側と西日本太平洋側では、1946（昭和21）年の統計開始以降、8月として最多月降水量記録を更新しています。

気象災害の他にも、2014（平成26）年に流行したデング熱の原因となるヒトスジシマカの生息地が北上しており、2015（平成27）年には青森県青森市にて幼虫が初めて発見され、定着が確認されています。

県内では、大雨の影響で河川の氾濫や土砂崩れ、家屋等の浸水などが発生しています。

町内においても、2019（令和元）年の令和元年東日本台風（台風第19号）の影響により、家屋の全壊や浸水などが発生しています。

(3) 国内外の地球温暖化への取組

■地球温暖化に関する世界の動向

・京都議定書

1997（平成9）年に京都で開催された「国連気候変動枠組条約第3回締約国会議」（COP3）では、地球温暖化を防止するための温室効果ガス排出量削減を規定した国際的な枠組みである「京都議定書」が締結されました。「京都議定書」の中で日本は、第一約束期間の2008（平成20）年から2012（平成24）年の5年間に、温室効果ガス排出量を1990（平成2）年比で6%削減するという目標が設定され、日本は8.4%削減して目標を達成しました。

・パリ協定

2015（平成27）年12月、「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議」（COP21）で地球温暖化対策の「京都議定書」に代わる新たな枠組みである「パリ協定」が採択されました。日本を含めて200弱の国が参加しており、先進国だけの参加に留まった「京都議定書」以来となる、2020（令和2）年以降の温室効果ガス排出量削減のための歴史的な枠組みとなっています。

2021（令和3）年10月から11月にかけて行われたCOP26では、COP24からの継続議題となっていたパリ協定6条の実施指針が合意されました。

COP26でのパリ協定6条の実施指針の合意により、複数の国で協力し削減した温室効果ガスを自国の削減量として計上するルールが定められ、パリ協定のルールブックが完成しました。

パリ協定の主なポイントは、以下のとおりです。

- 産業革命前からの気温上昇を2°C未満にすることが目的で、1.5°Cに抑えるよう努力する。
- 今世紀後半、温室効果ガス排出量と森林などによる吸収量のバランスを取って、実質的な排出量をゼロにする。
- 温室効果ガスの削減目標を5年ごとに提出・更新する。
- 全ての国が温室効果ガス排出量や削減対策等の実施状況を報告し、審査する。
- 気候変動に適応するための長期目標の設定、適応計画の実施、適応報告書の提出と定期的更新を行う。
- 最先端技術の実用化、優れた既存技術の普及のためのイノベーションの重要性。
- 各国の排出量報告の把握、温暖化対策の進行状況を5年ごとに検討する仕組み（グローバル・ストックテイク）。
- 先進国が途上国に支援資金を提供、その他の国が自主的に提供することを推奨する。
- 二国間クレジット制度（JCM）も含めた市場メカニズムの活用。

■地球温暖化に関する日本の動向

・地球温暖化対策推進法

1998（平成10）年10月に公布、1999（平成11）年4月に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）」では、地球温暖化対策への国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体の実行計画の策定、事業者による温室効果ガス排出量算定報告公表制度など、各主体の取組を促進するための法的枠組みを整備しています（表 資料1）。

また、「地球温暖化対策推進法」は成立してから2021（令和3）年までに7回改正が行われており、2021（令和3）年5月の改正では、2050（令和32）年カーボンニュートラルを基本理念として法に位置づけ、再生可能エネルギーを活用した脱炭素の取組や、企業の温室効果ガス排出量のデジタル化・オープンデータ化の仕組みを定めました。

表 資料1 地球温暖化対策推進法における各主体の責務

国	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な地球温暖化対策の実施 ・排出抑制策の推進、関係施策の調整 ・地方公共団体の施策の支援 ・自らの事務事業における温室効果ガス排出抑制計画の策定、公表 ・事業者、国民、民間の団体の活動促進 ・調整・研究・国際協力の推進
地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の温室効果ガス排出量を抑制するため、施策を推進する ・自らの事務事業における温室効果ガス排出抑制計画の策定、公表
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動において温室効果ガスの排出抑制に努める ・国及び地方公共団体の施策への協力 ・事業活動における温室効果ガス排出抑制計画の策定、公表に努める
国民	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活において温室効果ガスの排出抑制に努める ・国及び地方公共団体の施策への協力

・地球温暖化対策計画

2016（平成 28）年 5 月には、「地球温暖化対策推進法」に基づく政府の総合計画となる「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。

「地球温暖化対策計画」は、地方公共団体の役割として「自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきである」とされています。

2021（令和 3）年 4 月には、2030（令和 12）年度までに 2013（平成 25）年度比で温室効果ガス 46%削減を目指すこと、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明し、同じ年の 10 月には、この新しい目標を踏まえた「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。

なお、2019（令和元）年に初めて確認された新型コロナウイルスですが、このような新興感染症は野生生物の取引と消費などの生物多様性の損失や、気候変動などと深く関係しているといわれています。

新型コロナウイルス感染拡大後の経済復興について、新型コロナウイルス感染拡大前に戻すのではなく、気候変動対策を同時に行うグリーンリカバリーも「地球温暖化対策計画」に記されています。

・エネルギー基本計画

2003（平成 15）年 10 月に、日本のエネルギー政策の基本的な方向性を示す「エネルギー基本計画」が策定されました。

「エネルギー基本計画」は、社会情勢を踏まえ少なくとも 3 年ごとに見直すことになっており、2021（令和 3）年 10 月に新たに「第 6 次エネルギー基本計画」が閣議決定され、2020（令和 2）年 10 月に宣言された「2050（令和 32）年カーボンニュートラル」を取り入れたものとなっています。

「2050（令和 32）年カーボンニュートラル」とは、2030（令和 12）年度には 2013（平成 25）年度比で 46%の削減、さらに 50%削減の高みに向けて取り組んでいき、2050（令和 32）年には森林などによる二酸化炭素の吸収を踏まえ、温室効果ガス実質ゼロを目指すことを表します。

さらに、2015（平成 27）年 7 月に政府は「長期エネルギー需給見通し（エネルギーミックス）」を策定しました。その基本方針では、2030 年度にはエネルギー自給率を東日本大震災以前からさらに上回る水準（概ね 25%）まで改善することとし、総発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合は 22～24%を目指すこととしています。

2021（令和 3）年に策定された「2030 年度におけるエネルギー需給の見通し」では、2030（令和 12）年度の温室効果ガス 46%削減に向けて、電源構成として再生可能エネルギーを 36～38%を見込んでいます。

表 資料 2 地球温暖化対策をめぐる動向

年	世界の動向	国内の動向
1985年(S60)	■ 地球温暖化に関する初めての国際会議「フィラハ会議」の開催	
1988年(S63)	■ 温室効果ガス排出削減（トロント目標）を採択 ■ 「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」設立	
1990年(H2)		■ 「地球温暖化防止行動計画」の策定
1992年(H4)	■ 「国連気候変動枠組条約（UNFCCC）」の採択	
1994年(H6)	■ 「国連気候変動枠組条約（UNFCCC）」の発効	
1997年(H9)	■ COP3（京都会議）の開催、「京都議定書」の採択	
1998年(H10)		■ 「地球温暖化対策推進大綱」の策定
1999年(H11)		■ 「地球温暖化対策の推進に関する法律」の施行
2002年(H14)		■ 京都議定書批准 ■ 「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正
2003年(H15)		■ 「エネルギー基本計画」の閣議決定
2005年(H17)	■ 「京都議定書」の発効	■ 「京都議定書目標達成計画」の閣議決定 ■ 「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正
2006年(H18)		■ 「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正
2007年(H19)		■ 「第2次エネルギー基本計画」の閣議決定
2008年(H20)	■ 京都議定書の第一約束期間（～2012年）開始	■ 京都議定書の第1約束（～平成24（2012）年）開始 ■ 「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正 ■ 「低炭素社会づくり行動計画」閣議決定
2010年(H22)	■ COP16（カンクン会議）の開催、「カンクン合意」の採択	■ 中長期の温室効果ガス削減目標を実現するための対策・施策の具体的な姿（中長期ロードマップ・中間整理）の発表 ■ 「第3次エネルギー基本計画」の閣議決定
2012年(H24)	■ COP18（ドーハ会議）の開催、「ドーハ合意」の採択	■ 「第四次環境基本計画」の閣議決定 ■ 「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が開始 ■ 「革新的エネルギー・環境戦略」の決定 ■ 「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正
2013年(H25)	■ 京都議定書の第二約束期間（～2020年）開始	■ 「当面の地球温暖化対策に関する方針」の決定 ■ 「2020年までに2005年度比3.8%削減」をCOP19で発表 ■ 「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正
2014年(H26)	■ IPCC（気候変動に関する政府間パネル）が「第5次評価報告書統合報告書」を発表	■ 「第4次エネルギー基本計画」の閣議決定
2015年(H27)	■ COP21（パリ会議）の開催、「パリ協定」の採択	■ 「長期エネルギー需給見通し（エネルギーミックス）」の策定 ■ 「2030年までに2013年度比26%削減」を発表 ■ 「気候変動の影響への適応計画」の閣議決定
2016年(H28)	■ パリ協定発効	■ 電力の小売り全面自由化 ■ 「地球温暖化対策計画」の閣議決定 ■ パリ協定の批准 ■ 「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正
2017年(H29)	■ COP23（ボン会議）の開催、促進的対話（タラノア対話）の合意	■ 「長期低炭素ビジョン」の発表
2018年(H30)		■ 「第五次環境基本計画」の閣議決定 ■ 「気候変動適応法」の閣議決定 ■ 「第5次エネルギー基本計画」の閣議決定
2019年(R1)		■ 「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」の閣議決定
2020年(R2)		■ 2050年カーボンニュートラルの宣言
2021年(R3)	■ COP26（グラスゴー会議）の開催、パリ協定6条の実施指針の合意	■ 「2030年までに2013年度比46%削減」を表明 ■ 「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正 ■ 「地球温暖化対策計画」の閣議決定（改訂） ■ 「第6次エネルギー基本計画」の閣議決定 ■ 「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」の閣議決定

■SDGs（持続可能な開発目標）

持続可能な開発目標（SDGs:Sustainable Development Goals）は、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択されました。

2001（平成13）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さない世界を誓った2030（令和12）年までに達成すべき国際目標です。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典) 国際連合広報センター

本計画に関連するSDGsの目標は以下になります。

7.エネルギーをみんなにそしてクリーンに

7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。

持続可能な再生可能エネルギーなどを使用することにより、温室効果ガスを削減することができます。

9.産業と技術革新の基盤をつくろう

9 産業と技術革新の基盤をつくろう
強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。

技術革新によって作られた、省エネルギーの機器などを使用することにより、エネルギーの削減ができます。

11.住み続けられるまちづくりを

11 住み続けられるまちづくりを
包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。

気候変動への対策や地球温暖化防止により、豪雨などの異常気象に対策を行うことができます。

12.つくる責任つかう責任

12 つくる責任つかう責任
持続可能な消費生産形態を確保する。

天然資源を大切に使用し、廃棄物を少なくすることにより、エネルギー消費量や廃棄物処理時の温室効果ガスの削減ができます。

13.気候変動に具体的な対策を

13 気候変動に具体的な対策を
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。

地球温暖化の知識の啓発や教育を行うことにより、気候変動への対策を行うことができます。

14.海の豊かさを守ろう

14 海の豊かさを守ろう
持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。

地球温暖化は海にも影響し、海水温の上昇によりサンゴなど海の生態系に深刻な影響を及ぼします。

15.陸の豊かさを守ろう

15 陸の豊かさを守ろう
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。

持続可能な森林を守ることで、温室効果ガスの吸収や気候変動による土砂災害を防ぐことができます。

資料2 算定方法

$$[\text{温室効果ガス排出量 (t-CO}_2\text{)}] = [\text{活動量}] \times [\text{排出係数}] \times [\text{地球温暖化係数}]$$

表 資料3 排出係数一覧

項目		単位	排出ガス	排出係数 (t-ガス/単位)	排出ガス	排出係数 (t-ガス/単位)	
燃料使用量 (公共施設等)	灯油	L	CO ₂	0.00249			
	A重油	L	CO ₂	0.00271			
	液化石油ガス(LPG) ^{注1}	2013年度	m ³	CO ₂	0.0066		
		2021年度	m ³	CO ₂	0.0065478		
	都市ガス ^{注2} (静岡ガスの排出係数を使用)	2013年度	m ³	CO ₂	0.00221		
2021年度		m ³	CO ₂	0.00221443			
燃料使用量 (公用車)	ガソリン	L	CO ₂	0.00232			
	軽油	L	CO ₂	0.00258			
電気使用量	東京エナジーパートナー の実排出係数を使用	2013年度	kWh	CO ₂	0.00053		
		2021年度	kWh	CO ₂	0.000447		
一般廃棄物の焼却	廃プラスチック類(合成繊維の廃棄物に限る)	t	CO ₂	2.288			
	廃プラスチック類(合成繊維の廃棄物を除く)	t	CO ₂	2.765			
	准連続燃焼式焼却施設における焼却処理量	t	CH ₄	0.000077	N ₂ O	0.0000539	
自動車走行距離	ガソリン・LPG	普通・小型乗用車 (定員10名以下)	km	CH ₄	0.00000001	N ₂ O	0.000000029
		バス	km	CH ₄	0.000000035	N ₂ O	0.000000041
	ガソリン	軽乗用車	km	CH ₄	0.00000001	N ₂ O	0.000022
		普通貨物車	km	CH ₄	0.000000035	N ₂ O	0.000000039
		小型貨物車	km	CH ₄	0.000000015	N ₂ O	0.000000026
		軽貨物車	km	CH ₄	0.000000011	N ₂ O	0.000000022
		普通・小型・軽特殊用途車	km	CH ₄	0.000000035	N ₂ O	0.000000035
	ディーゼル	普通・小型乗用車 (定員10名以下)	km	CH ₄	0.000000002	N ₂ O	0.000000007
		バス	km	CH ₄	0.000000017	N ₂ O	0.000000025
		普通貨物車	km	CH ₄	0.000000015	N ₂ O	0.000000014
		小型貨物車	km	CH ₄	0.0000000076	N ₂ O	0.000000009
		普通・小型特殊用途車	km	CH ₄	0.000000013	N ₂ O	0.000000025
	ハイブリッド	普通・小型乗用車 (定員10名以下)	2013年度	km	CH ₄	0.000000025	N ₂ O
2021年度			km	CH ₄	0.000000025	N ₂ O	0.000000006
し尿処理量	し尿処理施設	t	CH ₄	0.000038	N ₂ O	0.00000093	
浄化槽人槽	浄化槽による使用及び雑排水の処理	人 (人槽)	CH ₄	0.00059	N ₂ O	0.000023	
自動車エアコン ディショナーの使用	使用時	kg	HFC (134a)	0.00001			

注1) LPGの2013(平成25)年度の排出係数は、kg-CO₂/kgの単位をkg-CO₂/m³へ変換時に四捨五入処理を行った係数を使用しています。

注2) 都市ガスの排出係数(株)静岡ガスの都市ガス(13A)の排出係数2.29kg-CO₂/m³に、一般的な条件(15°C、1.02気圧)における標準状態への換算係数0.967を乗じたものを使用しています。なお、2013(平成25)年は四捨五入処理を行った係数を使用しています。

表 資料4 地球温暖化係数

二酸化炭素 (CO ₂)	メタン (CH ₄)	一酸化二窒素 (N ₂ O)	ハイドロフルオロカーボン (HFC-134a)
1	25	298	1,430

2013(平成25)年度の一般廃棄物の焼却における廃プラスチック類の活動量については、「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン Ver.1.0 平成29年3月」(環境省)に基づき、以下の通りに算定しています。

$$\begin{aligned} & \text{〔廃プラスチック類(合成繊維の廃棄物に限る。)(乾重量)(t)]} \\ & = \text{〔一般廃棄物(全量)の焼却量(湿重量)(t)]} \times \text{〔焼却される一般廃棄物中の合成繊維の比率} \\ & \quad \text{(％) 注1)/100]} \times \text{〔(100％-合成繊維の水分含有率(％) 注2)/100]} \end{aligned}$$

注1) 焼却される一般廃棄物中の合成繊維の比率(湿重量基準)は、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(ver.4.2)」(平成28年4月、環境省・経済産業省)で示された全国における平均的な値(6.65%)を使用しました。

注2) 合成繊維の水分含有率は、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(ver.4.2)」(平成28年4月、環境省・経済産業省)で示された値(20%)を使用しました。

$$\begin{aligned} & \text{〔廃プラスチック類(合成繊維の廃棄物を除く。)(乾重量)(t)]} \\ & = \text{〔一般廃棄物(全量)の焼却量(湿重量)(t)]} \times \text{〔100％-一般廃棄物(全量)の水分含有率(％)]} \\ & \quad \times \text{〔焼却される一般廃棄物中のプラスチックごみの比率(乾重量基準)(％) 注3]} \end{aligned}$$

注3) プラスチックごみの比率(乾重量基準)は、焼却施設において実施された組成分析結果の「ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類」の比率を使用しました。

表 資料 5

【参考】ごみ焼却処理施設 三成分分析結果

	2013年度(平成25年度)
水分	50.9%
灰分	4.4%
可燃分	45.7%

表 資料 6

【参考】ごみ焼却処理施設 ごみ質分析結果

	2013年度(平成25年度)
紙、布類	52.7%
ビニール、合成樹脂、 ゴム、皮革類	12.3%
木、竹、わら類	20.2%
ちゅう芥類、野菜くず	12.8%
不燃物類	0.5%
その他	1.5%

2017(平成29)年度以降の一般廃棄物の焼却における廃プラスチック類の活動量については、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver4.8 令和4年1月」(環境省・経済産業省)に基づき、以下の通りに算定しています。

$$\begin{aligned} & \text{〔廃プラスチック類(合成繊維の廃棄物に限る。)(乾重量)(t)]} \\ & = \text{〔一般廃棄物の焼却量(t)]} \times \text{〔一般廃棄物中の繊維くずの割合注1/100]} \times \text{〔繊維くずの固形分} \\ & \quad \text{割合注2/100]} \times \text{〔繊維くず中の合成繊維の割合注3/100]} \end{aligned}$$

注1) 一般廃棄物中の繊維くずの割合は、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver4.8 令和4年1月」(環境省・経済産業省)で示された値(6.65%)を使用しました。

注2) 繊維くずの固形分割合は、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver4.8 令和4年1月」(環境省・経済産業省)で示された値(80%)を使用しました。

注3) 繊維くず中の合成繊維の割合は、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver4.8 令和4年1月」(環境省・経済産業省)で示された値(53.2%)を使用しました。

$$\begin{aligned} & \text{〔廃プラスチック類(合成繊維の廃棄物を除く。)(乾重量)(t)]} \\ & = \text{〔一般廃棄物の焼却量(t)]} \times \text{〔一般廃棄物中のプラスチックの割合注4]} \times \text{〔プラスチックの固} \\ & \quad \text{形分割合注5]} \end{aligned}$$

注4) 一般廃棄物中のプラスチックの割合は、ごみ処理場のデータを使用しました。

注5) プラスチックの固形分割合は、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver4.8 令和4年1月」(環境省・経済産業省)で示された値(80.0%)を使用しました。

表 資料 7【参考】ごみ焼却処理施設 廃プラスチック構成比率

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2017(平成29)年度	9.5%	9.3%	9.8%	9.5%	9.6%	5.6%	9.7%	9.7%	9.7%	9.9%	9.8%	9.7%
2018(平成30)年度	9.6%	9.7%	9.8%	9.7%	9.7%	9.7%	9.4%	9.7%	9.5%	9.7%	9.7%	8.3%
2019(令和元)年度	9.7%	9.1%	7.4%	9.7%	9.4%	8.3%	9.7%	9.4%	9.4%	9.6%	9.7%	9.2%
2020(令和2)年度	9.2%	9.8%	9.4%	9.5%	9.5%	9.7%	9.6%	9.7%	9.0%	8.9%	7.5%	8.5%
2021(令和3)年度	9.8%	9.2%	6.0%	9.5%	7.5%	9.6%	9.4%	9.7%	10.0%	9.3%	9.7%	9.8%

資料3 温室効果ガス排出量調査結果

表 資料 8-1 基準年度の施設別温室効果ガス排出量 1

基準年度（2013年度：平成25年度）

区分	管理部署	対象施設	温室効果ガス(t-CO ₂)				
			CO ₂	CH ₄	N ₂ O	HFC	合計
廃棄物処理施設	環境衛生課	ごみ焼却場・リサイクルプラザ	5,997.9	29.9	246.1	0.0	6,273.8
		最終処分場	8.8	0.0	0.0	0.0	8.8
		し尿処理場	158.7	3.0	1.0	0.0	162.8
	小計		6,165.4	33.0	247.1	0.0	6,445.4
上水・下水・排水施設	建設課	排水ポンプ場外	0.6	0.0	0.0	0.0	0.6
	産業振興課	排水機場等(6か所)	49.0	0.0	0.0	0.0	49.0
	上下水道課	蛇ヶ橋ポンプ場	32.0	0.0	0.0	0.0	32.0
		浄水場	1,086.3	0.0	0.2	0.0	1,086.5
		田代地区農業集落排水処理施設	0.0	1.9	0.9	0.0	2.8
		汚水マンホールポンプ場	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
小計		1,167.9	1.9	1.1	0.0	1,170.9	
レジャー施設	管財課	柏谷公園	26.6	0.0	0.0	0.0	26.6
		仁田さくら公園	2.3	0.0	0.0	0.0	2.3
		間宮児童公園	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		間宮川向公園	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		日守山公園	0.5	0.0	0.0	0.0	0.5
		原生の森	1.8	0.0	0.0	0.0	1.8
		ヒューマンヒルズふれあい中央公園	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		やすらぎ西公園	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		ふれあい東公園	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	健康づくり課	温泉スタンド	29.2	0.0	0.0	0.0	29.2
		湯〜トピアかなみ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	生涯学習課	肥田簡易グラウンド	1.0	0.0	0.0	0.0	1.0
		仏の里美術館	24.0	0.0	0.0	0.0	24.0
		丹那断層	0.4	0.0	0.0	0.0	0.4
		柏谷横穴群	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		桑原薬師堂（トイレのみ）	0.6	0.0	0.0	0.0	0.6
		木立キャンプ場	3.5	0.0	0.0	0.0	3.5
		図書館等複合施設（知恵の和館）	208.4	0.0	0.0	0.0	208.4
		函南運動公園（かなみスポーツ公園）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
小計		298.5	0.1	0.0	0.0	298.6	
庁舎等	管財課	役場庁舎	507.9	0.1	1.7	0.9	510.6
	小計		507.9	0.1	1.7	0.9	510.6

表 資料 8-2 基準年度の施設別温室効果ガス排出量 2

基準年度（2013 年度：平成 25 年度）

区分	管理部署	対象施設	温室効果ガス(t-CO ₂)				
			CO ₂	CH ₄	N ₂ O	HFC	合計
学校・児童施設	学校教育課	函南小学校	104.0	0.0	0.0	0.0	104.0
		丹那小学校	77.2	1.0	0.5	0.0	78.7
		桑村小学校	80.6	1.9	0.9	0.0	83.3
		東小学校	117.9	0.0	0.0	0.0	117.9
		西小学校	144.3	0.0	0.0	0.0	144.3
		函南中学校	194.1	0.0	0.0	0.0	194.1
		東中学校	211.5	0.0	0.0	0.0	211.5
	子育て支援課	春光幼稚園	12.4	0.0	0.0	0.0	12.4
		丹那幼稚園	4.1	0.2	0.1	0.0	4.4
		二葉こども園	15.4	0.0	0.0	0.0	15.4
		間宮幼稚園	15.3	0.0	0.0	0.0	15.3
		みのり幼稚園	9.0	0.0	0.0	0.0	9.0
		自由ヶ丘幼稚園	7.1	0.0	0.0	0.0	7.1
		西部保育園	45.1	0.0	0.0	0.0	45.1
		東部第1及び第2留守家庭児童保育所	7.8	0.0	0.0	0.0	7.8
		中部第1及び第2留守家庭児童保育所	7.4	0.0	0.0	0.0	7.4
		西部第1及び第2留守家庭児童保育所	8.8	0.0	0.0	0.0	8.8
		北部留守家庭児童保育所	1.7	0.0	0.0	0.0	1.7
		丹那留守家庭児童保育所	1.9	0.1	0.1	0.0	2.1
		小計	1,065.5	3.2	1.5	0.0	1,070.2
その他のサービス	総務課	消防団分団詰所	13.7	0.0	0.0	0.0	13.7
	管財課	防犯灯	15.1	0.0	0.0	0.0	15.1
	建設課	街灯	29.5	0.0	0.0	0.0	29.5
	健康づくり課	保健福祉センター (デイサービスセンターを含む)	149.7	0.0	0.0	0.0	149.7
	福祉課	老人いこいの家 ^{注1}	14.8	0.6	0.3	0.0	15.7
	生涯学習課	農村環境改善センター	23.7	0.0	0.0	0.0	23.7
		函南町文化センター（旧中央公民館）	107.7	0.0	0.1	0.0	107.8
		函南町体育館	32.4	0.0	0.0	0.0	32.4
		西部コミュニティセンター	25.1	0.0	0.0	0.0	25.2
		ふれあいセンター	29.0	0.0	0.0	0.0	29.0
		文化財整理室	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1
	小計	440.8	0.6	0.5	0.0	441.8	
	合計			9,645.9	38.9	251.9	0.9

注1) 福祉課「老人いこいの家」は、2021（令和3）年に閉鎖しました。

表 資料 9-1 直近年度の施設別温室効果ガス排出量 1

直近年度（2021 年度：令和 3 年度）

区分	管理部署	対象施設	温室効果ガス(t-CO ₂)					
			CO ₂	CH ₄	N ₂ O	HFC	合計	
廃棄物処理施設	環境衛生課	ごみ焼却場・リサイクルプラザ	5,501.4	29.4	243.7	0.1	5,774.6	
		最終処分場	11.3	0.0	0.0	0.0	11.3	
		し尿処理場	111.7	3.5	1.2	0.0	116.4	
	小計		5,624.4	32.9	244.9	0.1	5,902.3	
上水・下水・排水施設	建設課	排水ポンプ場外	0.3	0.0	0.0	0.0	0.3	
		送水ポンプ	1.8	0.0	0.0	0.0	1.8	
	産業振興課	排水機場等(6か所)	57.0	0.3	0.1	0.0	57.4	
		上下水道課	蛇ヶ橋ポンプ場	18.2	0.0	0.0	0.0	18.2
			浄水場	919.9	0.0	0.2	0.1	920.3
			田代地区農業集落排水処理施設 ^{注1}	8.7	1.5	0.7	0.0	11.0
			污水マンホールポンプ場 ^{注2}	21.9	0.0	0.0	0.0	21.9
	小計		1,027.9	1.9	1.1	0.1	1,030.9	
レジャー施設	管財課	柏谷公園	18.8	0.0	0.0	0.0	18.8	
		仁田さくら公園	0.3	0.0	0.0	0.0	0.3	
		間宮児童公園	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		間宮川向公園	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		日守山公園	0.5	0.0	0.0	0.0	0.5	
		原生の森	1.1	0.0	0.0	0.0	1.1	
		ヒューマンヒルズふれあい中央公園	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		やすらぎ西公園	0.3	0.0	0.0	0.0	0.3	
		ふれあい東公園	0.3	0.0	0.0	0.0	0.3	
		健康づくり課	温泉スタンド	22.5	0.0	0.0	0.0	22.5
	湯〜トピアかんなみ		474.1	0.0	0.1	0.0	474.2	
	生涯学習課		肥田簡易グラウンド	0.9	0.0	0.0	0.0	0.9
		仏の里美術館	16.1	0.0	0.0	0.0	16.2	
		丹那断層	0.3	0.0	0.0	0.0	0.3	
		柏谷横穴群	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		桑原薬師堂（トイレのみ）	0.5	0.0	0.0	0.0	0.5	
		木立キャンプ場	2.2	0.0	0.0	0.0	2.2	
		図書館等複合施設（知恵の和館）	130.3	0.0	0.0	0.0	130.3	
		函南運動公園（かんなみスポーツ公園）	20.0	0.0	0.0	0.0	20.1	
		函南町体育館 ^{注3}	26.0	0.0	0.0	0.0	26.0	
		産業振興課	川の駅 伊豆ゲートウェイ ^{注4}	8.1	0.0	0.0	0.0	8.1
	小計		722.3	0.1	0.1	0.0	722.6	
	庁舎等	管財課	役場庁舎	401.0	0.0	0.8	0.4	402.2
小計			401.0	0.0	0.8	0.4	402.2	

注 1) 上下水道課「田代地区農業集落排水処理施設」について、2014（平成 26）年度から 2018（平成 30）年度は、し尿処理場の下水処理量に含めていましたが、2019（令和元）年度から浄化槽の人槽として計算しています。

注 2) 上下水道課「污水マンホールポンプ場」について、ポンプ稼働時の電気使用量を 2019（令和元）年度から算入しています。

注 3) 生涯学習課「函南町体育館」は、2021（令和 3）年度から区分を「その他サービス」から「レジャー施設」に変更しています。

注 4) 産業振興課「川の駅 伊豆ゲートウェイ」は、2018（平成 30）年に新設し、2019（令和元）年度から算入しています。

表 資料 9-2 直近年度の施設別温室効果ガス排出量 2

直近年度（2021 年度：令和 3 年度）

区分	管理部署	対象施設	温室効果ガス(t-CO ₂)				
			CO ₂	CH ₄	N ₂ O	HFC	合計
学校・児童施設	学校教育課	函南小学校	125.0	0.0	0.0	0.0	125.0
		丹那小学校	72.5	1.2	0.6	0.0	74.3
		桑村小学校	72.3	1.6	0.7	0.0	74.7
		東小学校	138.1	0.0	0.0	0.0	138.1
		西小学校	144.4	0.0	0.0	0.0	144.4
		函南中学校	182.3	0.0	0.0	0.0	182.3
		東中学校	181.3	0.0	0.0	0.0	181.3
	子育て支援課	春光幼稚園	14.2	0.0	0.0	0.0	14.2
		丹那幼稚園	4.7	0.3	0.2	0.0	5.2
		二葉こども園	16.8	0.0	0.0	0.0	16.8
		間宮幼稚園	3.5	0.0	0.0	0.0	3.5
		みのり幼稚園	9.6	0.0	0.0	0.0	9.6
		自由ヶ丘幼稚園	10.8	0.0	0.0	0.0	10.8
		西部保育園	55.8	0.0	0.0	0.0	55.8
		東部第1・第2及び第3留守家庭児童保育所 ^{注1}	11.4	0.0	0.0	0.0	11.4
		中部第1及び第2留守家庭児童保育所	7.2	0.0	0.0	0.0	7.2
		西部第1及び第2留守家庭児童保育所	8.6	0.0	0.0	0.0	8.6
		北部留守家庭児童保育所	2.0	0.0	0.0	0.0	2.0
		丹那留守家庭児童保育所	1.6	0.4	0.2	0.0	2.1
		小計		1,062.2	3.5	1.6	0.0
その他のサービス	総務課	消防団分団詰所 ^{注2}	9.5	0.0	0.2	0.2	9.9
	管財課	防犯灯	7.5	0.0	0.0	0.0	7.5
	建設課	街灯	20.5	0.0	0.0	0.0	20.5
	健康づくり課	保健福祉センター (デイサービスセンターを含む) ^{注3}	116.4	0.0	0.0	0.0	116.4
	福祉課	わかかさ共同作業所	18.2	0.0	0.1	0.0	18.3
	生涯学習課	農村環境改善センター	12.4	0.0	0.0	0.0	12.4
		函南町文化センター	92.3	0.0	0.1	0.1	92.5
		西部コミュニティセンター	13.7	0.0	0.0	0.0	13.7
		ふれあいセンター	11.3	0.0	0.0	0.0	11.3
		文化財整理室	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	小計		301.7	0.0	0.5	0.2	302.5
合計		9,139.5	38.4	249.1	0.9	9,427.8	

注 1) 東部第 3 留守家庭児童保育所は平成 29 年度から算入しています。

注 2) 総務課「消防団分団詰所」は、2020（令和 2）年度から消防車走行距離を算入しています。

注 3) 健康づくり課「保健福祉センター（デイサービスセンターを含む）」は、2019（令和元）年度から算入しています。

表 資料 10 【参考】2013（平成 25）年度（基準年度）計算方法別温室効果ガス排出量

調査項目	年間活動量	単位	温室効果ガス排出量					
			①		②		③	
			kg-CO ₂	構成割合	kg-CO ₂	構成割合	kg-CO ₂	構成割合
電気使用量	8,927,477	kWh	4,731,563	42.40%	3,990,582	43.40%	3,990,582	38.31%
燃料使用量(ガソリン)	21,537	L	49,965	0.45%	49,965	0.54%	49,965	0.48%
燃料使用量(灯油)	62,134	L	154,713	1.39%	154,713	1.68%	154,713	1.49%
燃料使用量(軽油)	14,332	L	36,976	0.33%	36,976	0.40%	36,976	0.35%
燃料使用量(A重油)	1,700	L	4,607	0.04%	4,607	0.05%	4,607	0.04%
燃料使用量(LPG)	36,924	m ³	243,698	2.18%	241,770	2.63%	241,770	2.32%
燃料使用量(都市ガス)	2,389	m ³	5,280	0.05%	5,290	0.06%	5,290	0.05%
一般廃棄物焼却量(准連続式)	15,305	t	275,301	2.47%	275,301	2.99%	275,301	2.64%
廃プラスチック類(合成繊維に限る)	433	t	991,115	8.88%	1,863,118	20.26%	991,115	9.52%
廃プラスチック類(合成繊維を除く)	1,682	t	4,649,495	41.67%	2,555,966	27.80%	4,649,495	44.64%
浄化槽人槽	427	人	9,225	0.08%	9,225	0.10%	9,225	0.09%
し尿処理量(好気性消化処理)	3,197	m ³	3,924	0.04%	3,924	0.04%	3,924	0.04%
ボイラー・ディーゼル機関	0	L	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
自動車用エアコン・イソナーの使用(HFC-134a製品)	62	台	887	0.01%	887	0.01%	887	0.01%
自動車走行距離	326,530	km	2,351	0.02%	2,352	0.03%	2,352	0.02%
計	-	-	11,159,099	-	9,194,677	-	10,416,202	-

排出係数は、年度によって変化する項目があるため、基準年度となる 2013（平成 25）年度の排出量を、直近年度の 2021（令和 3）年度の排出係数に合わせて算出しました。

なお、町では廃プラスチック類の計算方法は、2013（平成 25）年度と 2017（平成 29）年度以降では、違う計算式を使用していますので、3つのパターンの排出量を算出しました。

2013（平成 25）年度の排出係数^{注1}及び廃プラスチック類の計算方法^{注2}を使用した温室効果ガス排出量は 9,937,578kg-CO₂^{注3}となり、③の計算方法と比べると 478,624kg-CO₂少なく算出されます。

排出係数は、技術の向上などにより変化し、廃プラスチックの計算方法も考え方により変化していきます。

過去の温室効果ガス排出量と増減を比べるには、計算条件を直近年度に合わせることでより変化がわかりやすく、何によって数値が変わったのか確認することができます。

注 1) P39 の排出係数を参照。

注 2) P40 の計算方法を参照。

注 3) P41,42 参照。

①の計算方法

- ・排出係数は、2013（平成 25）年度の排出係数を使用
- ・廃プラスチック類の計算方法を 2017（平成 29）年度以降の計算方法を使用

②の計算方法

- ・排出係数は、2021（令和 3）年度の排出係数を使用
- ・廃プラスチック類の計算方法を 2013（平成 25）年度の計算方法を使用

③の計算方法

- ・排出係数は、2021（令和 3）年度の排出係数を使用
- ・廃プラスチック類の計算方法を 2017（平成 29）年度以降の計算方法を使用

資料 4 各活動項目データ

表 資料 11 基準年度及び直近年度の各使用量

項目		2013年度 (平成25年度)	2021年度 (令和3年度)	単位
燃料使用量（公共施設等）	灯油	62,133.8	149,729.4	L
	A重油	1,700.0	2,100.0	L
	液化石油ガス（LPG）	36,923.9	34,767.2	m ³
	都市ガス	2,389.0	42,056.0	m ³
燃料使用量（公用車）	ガソリン（公用車）	21,536.8	23,198.4	L
	軽油（公用車）	14,331.8	14,874.8	L
電気使用量		8,927,476.9	9,664,077.7	kWh
一般廃棄物の焼却	廃プラスチック類（合成繊維の廃棄物に限る。）	814.3	429.2	t
	廃プラスチック類（合成繊維の廃棄物を除く。）	924.4	1,101.7	t
	一般廃棄物焼却量（准連続燃焼式焼却施設）	15,305.4	15,164.7	t
自動車走行距離		326,529.8	275,609.0	km
し尿・雑排水の処理	し尿処理量	3,197	3,655	m ³
	浄化槽人槽	427	382	人
自動車用エアコンディショナーの使用		62	63	台
コピー用紙（バージン紙）	A4	11,100	11,500	枚
	A3	2,500	4,550	枚
	B4	0	2,500	枚
	B5	8,000	7,500	枚
コピー用紙（再生紙）	A4	6,174,500	5,934,000	枚
	A3	650,500	543,500	枚
	B4	827,500	362,000	枚
	B5	497,500	485,000	枚
水道使用量		172,339	171,350	L

資料5 取組効果の参考資料

事務活動における取組による温室効果ガス排出量削減効果

表 資料12 事務活動における取組による温室効果ガス排出量削減効果

取組		条件	年間 省エネ効果	温室効果ガス 削減効果 (kg-CO ₂)	
エアコンの使用	冷やしすぎに注意し、無理のない範囲で室内温度を上げる。	外気温度31°Cの時、エアコン（2.2kW）の冷房設定温度を27°Cから1°C上げた場合（使用時間：9時間/日）	30.24 kWh	14.8	
	冬の暖房時の室温は20°Cを目安にする。	外気温度6°Cの時、エアコン（2.2kW）の暖房設定温度を21°Cから20°Cにした場合（使用時間：9時間/日）	53.08 kWh	25.9	
	冷房は必要なときだけつける。	冷房を1日1時間短縮した場合（設定温度：28°C）	18.78 kWh	9.2	
	暖房は必要なときだけつける。	暖房を1日1時間短縮した場合（設定温度：20°C）	40.73 kWh	19.9	
照明の使用	電球形蛍光ランプに取り替える。	54Wの白熱電球から12Wの電球形蛍光ランプに交換（年間2,000時間使用）	84 kWh	41	
	電球形LEDランプに取り替える。	54Wの白熱電球から9Wの電球形LEDランプに交換（年間2,000時間使用）	90 kWh	43.9	
	点灯時間を短く。	蛍光ランプ	12Wの蛍光ランプ1灯の点灯時間を1日1時間短縮した場合	4.38 kWh	2.1
		白熱電球	54Wの白熱電球1灯の点灯時間を1日1時間短縮した場合	19.71 kWh	9.6
電球形LEDランプ		9Wの電球形LEDランプ1灯の点灯時間を1日1時間短縮した場合	3.29 kWh	1.6	
パソコンの使用	使わないときは、電源を切る。	デスクトップ型	31.57 kWh	15.4	
		ノート型	5.48 kWh	2.7	
	電源オプションの見直しを。	デスクトップ型	電源オプションを「モニタの電源をOFF」から「システムスタンバイ」にした場合	12.57 kWh	6.1
		ノート型	（3.25時間/週、52週）	1.5 kWh	0.7
自動車の使用	ふんわりアクセル「eスタート」	5秒間で20km/h程度に加速した場合	83.57 L	194	
	加減速の少ない運転	一定速度の走行を心がける	29.29 L	68	
	早めのアクセルオフ	信号が変わるなど、停止の判断ができる場合には、早めにアクセルから足を離す	18.09 L	42	
	アイドリングストップ	5秒の停止で、アイドリングストップ（短い時間のエンジン停止でも省エネ効果があります）	17.33 L	40.2	

出典) 経済産業省 資源エネルギー庁 省エネポータルサイト

エコドライブ 10 のすすめ

エコドライブ10のすすめ

エコドライブとは、燃料消費量やCO₂排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる“運転技術”や“心がけ”です。また、エコドライブは、交通事故の削減につながります。燃料消費量が少ない運転は、お財布にやさしいだけでなく、同乗者が安心できる安全な運転でもあります。心にゆとりをもって走ること、時間にゆとりをもって走ること、これもまた大切なエコドライブの心がけです。エコドライブは、誰にでも今すぐ始めることができるアクションです。小さな意識を習慣にすることで、あなたの運転がよくなって、きっと社会もよくなります。できることから、はじめてみましょう。エコドライブ。

1 自分の燃費を把握しよう

自分の車の燃費を把握することを習慣にしましょう。日々の燃費を把握すると、自分のエコドライブ効果が実感できます。車に装備されている燃費計・エコドライブナビゲーション・インターネットでの燃費管理などのエコドライブ支援機能を使うと便利です。

2 ふんわりアクセル「eスタート」

発進するときは、穏やかにアクセルを踏んで発進しましょう（最初の5秒で、時速20km程度が目安です）。日々の運転において、やさしい発進を心がけるだけで、10%程度燃費が改善します。焦らず、穏やかな発進は、安全運転にもつながります。

3 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転

走行中は、一定の速度で走ることが心がけましょう。車間距離が短くなると、ムダな加速・減速の機会が多くなり、市街地では2%程度、郊外では6%程度も燃費が悪化します。交通状況に応じて速度変化の少ない運転を心がけましょう。

4 減速時は早めにアクセルを離そう

信号が変わるなど停止することがわかったら、早めにアクセルから足を離しましょう。そうするとエンジンブレーキが作動し、2%程度燃費が改善します。また、減速するときや坂道を下るときにもエンジンブレーキを活用しましょう。

5 エアコンの使用は適切に

車のエアコン(A/C)は車内を冷却・除湿する機能です。暖房のみ必要なときは、エアコンスイッチをOFFにしましょう。たとえば、車内の温度設定が外気と同じ25°Cであっても、エアコンスイッチをONにしたままだと12%程度燃費が悪化します。また、冷房が必要なときでも、車内を冷やしすぎないようにしましょう。

※1 交差点で自らエンジンを止める手動アイドリングストップは、以下の点で安全性に問題があるため注意しましょう。(自動アイドリングストップ機能搭載車は除きます。)
 ・手動アイドリングストップ時に荷重がブレーキを踏むとブレーキの効きが悪くなります。
 ・慣れないと誤動作や発進遅れが生じます。またバッテリーなどの部品寿命の低下によりエンジンが再始動しない場合があります。
 ・エアバッグなどの安全装置や方向指示器などが作動しないため、先頭車両付近や坂道での手動アイドリングストップは避けましょう。
 ※2 -20°C程度の極寒冷地など特別な状況を除き、走りながら暖めるウォームアップ走行で充分です。
 ※3 タイヤの空気圧は1ヶ月で5%程度低下します。
 ※4 適正値より50kPa(0.5kg/cm²)不足した場合。

6 ムダなアイドリングはやめよう

待ち合わせや荷物の積み下ろしなどによる駐車の際は、アイドリングはやめましょう※1。10分間のアイドリング(エアコンOFFの場合)で、130cc程度の燃料を消費します。また、現在の乗用車では基本的に暖機運転は不要です※2。エンジンをかけたらすぐに出発しましょう。

7 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう

出かける前に、渋滞・交通規制などの道路交通情報や、地図・カーナビなどを活用して、行き先やルートをあらかじめ確認しましょう。たとえば、1時間のドライブで道に迷い、10分間余計に走行すると17%程度燃料消費量が増加します。さらに、出発後も道路交通情報をチェックして渋滞を避ければ燃費と時間の節約になります。

8 タイヤの空気圧から始める点検・整備

タイヤの空気圧チェックを習慣づけましょう※3。タイヤの空気圧が適正値より不足すると、市街地で2%程度、郊外で4%程度燃費が悪化します※4。また、エンジンオイル・オイルフィルター・エアクリーナエレメントなどの定期的な交換によっても燃費が改善します。

9 不要な荷物はおろそう

運ぶ必要のない荷物は車からおろしましょう。車の燃費は、荷物の重さに大きく影響されます。たとえば、100kgの荷物を載せて走ると、3%程度も燃費が悪化します。また、車の燃費は、空気抵抗にも敏感です。スキーキャリアなどの外装品は、使用しないときには外しましょう。

10 走行の妨げとなる駐車はやめよう

迷惑駐車をやめましょう。交差点付近などの交通の妨げになる場所での駐車は、渋滞をもたらします。迷惑駐車は、他の車の燃費を悪化させるばかりか、交通事故の原因にもなります。迷惑駐車のない道路では、平均速度が向上し、燃費の悪化を防ぎます。

エコドライブ普及連絡会

(警察庁、経済産業省、国土交通省、環境省)

エコドライブ普及推進協議会HP→



出典) 経済産業省 エコドライブ10のすすめ

エコドライブ10のすすめとは？

日常の運転時に気を付けるだけで燃費を良くし、温室効果ガスを削減する10個の項目になります。

運転方法によって、燃費が良くなっているか把握するには、1番目の項目「自分の燃費を把握しよう」が重要になります。

所有している車の燃費を知り、エコドライブ10のすすめを実践することにより、効果を実感できるようになります。

ごみ削減とリサイクルによる温室効果ガス削減効果

表 資料 13 ごみの削減とリサイクルによる温室効果ガス削減効果

取組	条件	温室効果ガス削減効果 (kg-CO ₂)
量り売り商品の購入	ミネラルウォーターを2リットルの容器を使って購入した場合、1回あたり	0.133
詰め替え用商品の購入	540ミリリットルの洗剤を詰め替え用で購入した場合、1個あたり	0.184
レジ袋の辞退	マイバッグを使用し、レジ袋を使用しなかった場合、1枚あたり	0.001
マイ箸の使用	マイ箸を使用し、割り箸を使用しなかった場合、1回あたり	0.001
リターナブルびん入り商品の購入	900ミリリットルの酒等をリターナブルビンで購入した場合、1本あたり	0.21
リユースカップの使用	リユースカップを使用し、紙コップを使用しなかった場合、1回あたり	0.099
古着の購入、 衣料品回収への協力	ジャケット1着あたり	21.417
	ブラウス1着あたり	2.449
	ブルゾン1着あたり	7.44
	ワンピース1着あたり	8.224
	スーツ1着あたり	31.929
	古布1キログラムあたり ^{注1}	3.322
ペットボトルの分別排出	500ミリリットルのボトル1本あたり	0.071
スチール缶の分別排出	350ミリリットルの缶1本あたり	0.05
アルミ缶の分別排出	500ミリリットルの缶1本あたり	0.292
古紙の資源回収への協力	古紙1kgあたり	0.191
天ぷら油の回収施設への持参 ^注	使用済油を燃料としてリサイクルした場合、1リットル当たり	1.67

注) 町では天ぷら油を廃食用油専用コンテナで回収し、リサイクルしています。

出典) 環境省 3R エコポイントシステム促進のためのガイドライン 平成23年3月

出典) 経済産業省 繊維製品(衣料品)のLCA調査報告書(注1:ウエスを古布から製造した場合と新規生産時の比較)

クールビズ

クールビズとは

環境省では、地球温暖化対策のため、2005（平成 17）年の夏から、冷房時の室温を 28℃で快適に過ごせる軽装や取組を促す「クールビズ：COOLBIZ」を推進しています。

「28℃」という数値は冷房の設定温度ではなく、部屋の温度の目安です。必ず「28℃」でなければいけないということではなく、建物の状況や体感温度などにより、無理のない範囲で冷やし過ぎないように、室温の管理を調整することが大切です。

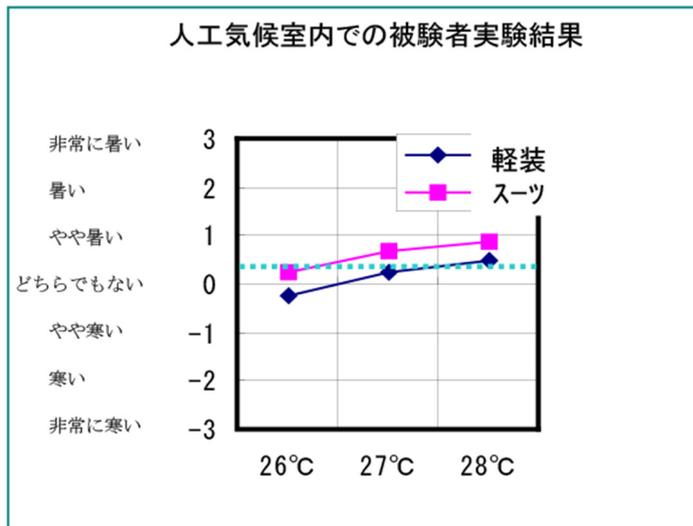
服装の違いによる体感温度の実験

人間は、体内で発生させた熱を外部環境と熱交換を行って、体温の調整を行っています。この熱交換に影響を与える要素は、温熱環境要素と呼ばれ、「代謝量」「着衣量」「気温」「熱放射」「風（気流）」「湿度」の 6 要素が挙げられています。

「クールビズ」の取組の 1 つに、軽装（ノーネクタイ、半袖シャツなど）にすることにより、体感温度を下げる方法が推奨されています。

「軽装」と「スーツ」の体感温度の違いを比較する実験では、温熱環境を一定にできる人工気候室で実験を行い、室内温度 26℃、27℃、28℃時の、「軽装」の被験者による温熱感申告と、同温度条件での「スーツ」の被験者による申告を比較（グラフは被験者申告の平均値）。

実験の結果、26℃下での「スーツ」の被験者と 28℃下での「軽装」の被験者の温熱感はほぼ同じとなりました。



軽装：パンツ、ランニング、半そでワイシャツ、
ベルト、ズボン、靴下、靴
スーツ：「軽装」+ネクタイ+夏用背広上着

出典) 環境省サイト https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/coolbiz/article/2020_action_detail_004.html

出典) ECCJ 省エネルギーセンターサイト http://www.eccj.or.jp/pressrelease/050916_1.html

COOLBIZ

ウォームビズ

【暖房時の室温を 20℃で快適に過ごすライフスタイル】

環境省では、2005（平成 17）年度から冬期の地球温暖化対策のひとつとして、暖房時の室温を 20℃で快適に過ごすライフスタイルを推奨する「ウォームビズ：WARMBIZ」を呼びかけています。

日本は、2030（令和 12）年度に向けて温室効果ガス排出量を 46%削減（2013（平成 25）年度比）する目標を掲げ、さらに 50%の高みに向け挑戦を続けることを表明しています。政府では、率先した取組を自ら実施するために、暖房中の室温は「19℃を目途に過度にならないように適切に調整に努める」こととする方針を定め、地方公共団体からも同様の取組を行うよう協力を要請しています。

【暖房利用による CO₂を削減し、地球温暖化を防止しよう！】

ウォームビズは、暖房に必要なエネルギー使用量を削減することによって、CO₂の発生を削減し地球温暖化を防止することが目的です。

一般的に、電力による冷暖房を行う場合、室温設定の調節による省エネ効果は、夏よりも冬のほうが大きいことが知られています。冬の暖房器具使用時に室温設定を今までよりも下げるとすれば、CO₂削減効果があるばかりでなく、電気代を効果的に節約することにつながります。ウォームビズは、家庭やオフィスにとって経済的なメリットもあるのです。

最近の断熱性の高い建物では、暖房をしなくても室温が 20℃を超えるケースがあります。こうした建物はその性能そのものが地球温暖化対策に貢献しているといえます。ウォームビズでは室温 20℃を呼びかけていますが、そのような建物について、冷房してまで 20℃にすることを求めるものではありません。

暖房をつけずに済むのであればそれが最も望ましく、ウォームビズはあくまで適切な暖房使用を呼びかける取組です。

出典) 環境省サイト <https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/warmbiz/about/>

WARMBIZ

資料 6 用語解説

あ行

■アイドリングストップ

自動車の駐・停車時における不必要なエンジン使用（アイドリング:Idling 英語で無駄な動きという意味）を止めること。燃料の消費を減らすとともに、大気汚染、騒音・悪臭等を抑えることができ、公害防止、省エネルギー、地球温暖化防止に資する。

■ウォームビズ

P51 参照

■雨水浸透枡

雨水を地面へ浸透させる設備。地下水を涵養することで自然の水循環を促進するとともに、河川や下水道への雨水の集中を防ぎ、住宅地等の水害の軽減に役立つ。通常の雨水枡は、一旦貯めた雨水をそのまま雨水管に排出するが、雨水浸透枡は、枡の底と壁面に穴が開いており、雨水が地中にしみこむようになっている。

■雨水貯留槽

屋根などに降った雨水を貯める容器。雨水タンクとも言う。雨水を有効利用でき、また、河川等に雨水が集中することを防ぐ効果がある。貯留した雨水は散水、融雪、非常時の生活用水などに使うことができる。事業所や集合住宅用の大型のものから、家庭用の小型のものもある。

■雨水利用システム

雨水を屋根などから集水・貯留し、用途に応じた簡易な中間処理を行い、雑用水として利用するシステム。水は主に便所洗浄水として利用されるほか、散水、水景用水、清掃用水、消火用水などに利用される場合もある。

■エコドライブ

自動車の使用時に、燃料消費を押さえるよう配慮すること。アイドリングストップや加減速の抑制、暖機時間の削減・停止、空気圧の適正化、積み荷の軽量化などが挙げられる。燃料の消費を減らすとともに、大気汚染、騒音・悪臭等を抑えることができ、公害防止、省エネルギー、地球温暖化防止に資する。

■エネルギー基本計画

安全性を確保した上で、安定供給、経済効率性の向上、環境への適合を前提に、日本のエネルギーの基本方針を示したもの。エネルギー政策基本法により、策定が定められており、少なくとも3年ごとに見直すことになっている。

■エネルギーミックス

火力・水力・原子力・再生可能エネルギーなどを組み合わせて発電すること。

■温室効果ガス

P31 参照

か行

■カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と、森林などによる吸収量が等しくなり、温室効果ガスがゼロになるという考え方。

■環境ラベリング商品

環境に配慮している商品であることを示すマークの付けられた商品のこと。エコマークやグリーンマークの付いた商品がその代表である。

■カンクン合意

2013（平成 25）年以降の地球温暖化対策の国際的な枠組み。2010（平成 22）年 12 月にメキシコのカンクンで開催された国連気候変動枠組み条約第 16 回締約国会議（COP16）で採択された。京都議定書を離脱した米国、温室効果ガスの削減義務を負わない中国やインドなどの新興国にも排出削減を求めた。

■感知式洗浄弁

赤外線センサーや温度変化センサー等により人を感知し、自動的に洗浄を行う装置。流し忘れを防ぎ、その他の節水機器と組み合わせることで、水利用の合理化を図る。

■函南町一般廃棄物処理基本計画

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法 137 号）に基づき、市町村が一般廃棄物（ごみ及び生活排水）の適正な処理を行うため、長期的視点、に立った基本方針を明確にするもので、目標年を概ね 10 年から 15 年後とし、概ね 5 年ごとに改定される。直近の函南町一般廃棄物処理基本計画は、2017（平成 29）年度から 2026（令和 8）年度までを目標期間とし、2017（平成 29）年 3 月に策定、2022（令和 4）年 3 月に見直しが行われた計画である。

■気候変動枠組条約

正式名称は「気候変動に関する国際連合枠組条約」。地球温暖化対策に関する取組を国際的に協調して行うため 1992（平成 4）年 5 月に採択され、1994（平成 6）年 3 月に発効した。本条約は、気候系に対して危険な人為的影響を及ぼすこととしない水準において、大気中の温室効果ガス濃度を安定化することをその究極的な目的とし、締約国に温室効果ガスの排出・吸収目録の作成、地球温暖化対策のための国家計画の策定とその実施などの各種の義務を課している。日本は 1992（平成 4）年に署名し、1993（平成 5）年に批准している。

■基準年度

地球温暖化対策において、温室効果ガスの削減目標の基準となる年度のこと。

■機能性ガラス

ガラスに特殊な加工をすることで、窓から透過する太陽エネルギーを抑える遮熱効果や、室内の熱を逃げにくくする断熱効果の機能を備えたガラス。

■京都議定書

1997（平成9）年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3：京都会議）で採択された気候変動枠組条約の議定書。日本は1998（平成10）年4月28日に署名、2002（平成14）年6月4日に批准した。先進締約国に対し、平成20～24年（2008～2012年）の第一約束期間における温室効果ガスの排出を1990（平成2）年比で、平均5.2%（日本6%、米国7%、EU8%など）削減することを義務付けている。日本では、総排出量に森林等吸収源及び京都メカニズムクレジットを加味すると5カ年平均で基準年度比8.4%減となり、目標値6%を達成した。

■京都メカニズムクレジット

発展途上国への省エネの技術支援などの排出量削減プロジェクトへの投資や、国際排出量取引などを活用し、効率よく温室効果ガス排出量の削減義務を達成することを認める仕組みで、これにより生まれた自国排出枠を京都クレジットと呼ぶ。

■クールビズ

P50 参照

■グリーン調達

商品やサービスを購入する際に、価格・機能・品質だけでなく、環境の視点を重視し、環境に与える影響のできるだけ少ない物を選択すること。このような取組を促進するための企業・行政・消費者のネットワークとして「グリーン購入ネットワーク」が設立されており、OA用紙やパソコンなどについて購入のガイドラインが作成されている。

■グリーンマーク

古紙を再生利用した雑誌、トイレットペーパー、ちり紙、コピー用紙などに表示されているマーク。（財）古紙再生利用センターが認定を行っており、マークを集めた学校や自治会等には、点数に応じて苗木等が送られる。

■高効率照明器具

省エネ性能に優れた電球型蛍光灯やLED照明の照明器具など。白熱球や既存の照明に比べて消費電力が少なく、寿命が長い特徴がある。

■コージェネレーションシステム

熱電併給システムともいう。石油や天然ガスなどを燃焼させて発電するとともに、廃熱を給湯や冷暖房にも利用することで熱効率の向上を図るシステム。通常の発電の熱効率が40%とすると、70～80%まで高めることができる。

■国際エネルギースターロゴ

日本の通産省と米国の環境保護局との相互承認のもとに実施されているオフィス機器の省エネルギーの基準であり、一定の基準を満たす製品にロゴを標示することが認められている。

さ行

■再生可能エネルギー

太陽光、水力、風力、地熱、太陽熱、バイオマスなどから発電されるエネルギーのこと。発電時に温室効果ガスが排出されず、資源が枯渇しない繰り返し利用可能なエネルギー。

■指定管理者

公の施設の管理・運営を、地方公共団体が指定する法人やその他団体に代行させることができる制度。地方自治法の改正により2003（平成15）年から導入が始まった。

■循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わる概念。製品が廃棄物となることを抑制し、排出された廃棄物などについてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正な処分を徹底することで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する社会。

■節水コマ

コマ内蔵型の水道の蛇口に取り付ける、ゴム製または樹脂製の部品。台所や洗面所など、水を出しっぱなしにする機会が多い場合に付けると、水の流量を抑えることにより、節水の効果がある。

■ゼロエミッション

人間活動により排出される廃棄物を、再利用するなどして、ゼロにする考え方。

■ゼロカーボンシティ

2050（令和32）年に二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表した地方自治体。

■先進環境対応車

次世代自動車（ハイブリッド車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、天然ガス自動車など）及び将来において、その時点の技術水準に照らして環境性能に特に優れた従来車を含めた自動車のことであり、「次世代自動車戦略2010」（2010（平成22）年4月）で定義された。

た行

■地球温暖化係数

二酸化炭素を1として、他の温室効果ガスが温暖化にどのくらい影響をするかを表した数値。

■地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）

温室効果ガスの排出の抑制等を促進し、地球温暖化対策の推進を図ることを目的として制定された。

■地球温暖化防止月間

地球温暖化防止京都会議（COP3）を契機に、環境省が12月を「地球温暖化防止月間」として定め、地球温暖化防止に向けた動きを行政、事業者、国民一体となって推進し、国民運動としてより発展させるため、普及啓発事業を始め様々な取組を展開している。

■蓄熱型空調機

夏に夜間の電気を利用して「氷」または「冷水」を蓄熱槽に蓄え、この蓄えた冷熱を昼間の冷房に使うシステム。また、冬に夜間の電気で「レンガ」を暖め、暖房に用いるシステムもある。消費電力のピークシフトにより、電力供給の安定化に資する。

■電気自動車（EV）

バッテリーに電気を充電し、蓄えた電気を使用しモーターを動かして走る自動車。

■電源構成

エネルギーミックスと同義語。電力を作るエネルギーの種類で分類した、発電方法の割合。

■電力平準化設備

電力消費の少ない夜間などに余剰分を充電し、必要な時間帯に使用するための蓄電池などの設備。電力のピークを抑えることで電気の安定供給に資する。

■透水性舗装

道路において雨水を地中に浸透させる効果のある、隙間の多い舗装。地下水の涵養や雨水の河川集中による水害を防ぐ。自動車の走行時の騒音を低減する効果があるため、「低騒音舗装」とも言う。

■ドーハ合意

2012（平成24）年12月に開催された、第18回気候変動枠組条約締約国会議（COP18）において承認された取り決め。京都議定書を2020（令和2）年まで延長することが決定したものの、EU加盟27か国と先進国10か国が参加するだけで、日本や米国などは「実効がない」として参加していない。また、2015（平成27）年までに京都議定書に代わる新しい国際制度をつくるための作業計画を決定した。

■特定事業者（省エネ法）

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネ法）において、設置しているすべての工場・事業場の年間のエネルギー使用量の合計が原油換算で1,500kl以上である事業者。エネルギー使用の合理化のため、エネルギー管理が義務づけられており、エネルギー管理組織や体制、省エネの目標、省エネ設備の新設、更新等に関する事項を規定することが求められる。また、エネルギーの消費原単位を中長期的に見て年平均1%も低減させるよう努めることが求められる。

な行

■二重窓

窓にガラス戸を二列に配置したもの。断熱効果により冷暖房の効率が上がり、節電の効果が見込まれる。防音効果や結露防止の効果もある。

■熱交換型換気扇

吸気と排気を同時に行い、冷暖房時の換気における熱ロスを、取り入れる外気に乗せて回収する換気装置。冷暖房の省エネ効果がある。外気温と室内の温度差が大きいほど効果が高い。

■熱帯材型枠

コンクリート建築の際に、コンクリートを流し込むために型枠を使用する。熱帯材型枠は、主に南洋で、産出する熱帯材を使って作られた型枠のこと。使用後には廃棄されるため、熱帯林保護、二酸化炭素削減、廃棄物問題の観点から、使用の削減が唱えられている。

■ネット・ゼロ・エネルギービル（ZEB）

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指したビル。

■燃料電池自動車（FCV）

燃料電池により、水素と酸素の化学反応を起こし、発電した電気エネルギーで、モーターを動かして走る自動車。

は行

■ハイサイドライト

壁面の高い位置に取り付けられた窓により、日光を取り入れることができる。

■パリ協定

2015（平成27）年12月の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された、地球温暖化対策の新たな枠組み。パリ協定の主なポイントとしては、①産業革命前からの気温上昇を2°C未満にすることが目的で、1.5°Cに抑えるよう努力する、②今世紀後半、温室効果ガス排出量と森林などによる吸収量のバランスを取って、実質的な排出をゼロにする、③全ての国が温室効果ガスの排出削減に取り組み、その内容を報告する、④対策の進み具合を確認して強化するため、目標を5年ごとに見直す、⑤先進国は総量削減目標を定め、発展途上国も総量削減目標を持つことを推奨する、⑥先進国が途上国に支援資金を提供、その他の国が自主的に提供することを推奨する、などである。

■ビルエネルギー管理システム (BEMS)

ビル等の建物内で使用する電力消費量等を計測蓄積し、導入拠点や遠隔での「見える化」を図り、空調・照明設備等の接続機器の制御や電力使用ピークを抑制・制御する機能等を有するエネルギー管理システムのこと。

ら行

■ライトシェルフ

窓の中段部分に設置し、直射日光は遮り、明るさを取り入れることができる庇。

■リターナブルびん

びんを使用した後、返却・洗浄し、詰め替えて再使用することにより、複数回使用できるびん容器。原料や製造エネルギーの節減になる。ビールびん、一升びん、牛乳びん等が代表的である。

■リユースカップ

使い捨ての紙コップやプラスチックコップに対し、洗って繰り返し使えるカップのこと。飲料の販売・購入時に使用することで、ごみや製造エネルギーの節減になる。

■レジリエンス (環境)

気候変動などにより引き起こされる災害などに対し、適応し回復する力。

英数

■3R エコポイントシステム (3R)

廃棄物に係る3つのR「リデュース (Reduce:発生抑制)」「リユース (Reuse:再使用)」「リサイクル (Recycle:再生利用)」に関する環境配慮行動を促進するため、市民・消費者に、行動の内容に応じたポイントを付与し、獲得したポイントを商品やサービスと交換する仕組み・制度。ペットボトルや空き缶などの分別排出に対してポイントを与える制度を実施している例がある。

■COOL CHOICE

CO₂などの温室効果ガス排出量削減のために、省エネ・低炭素型の製品への買換え、クールビズなどの低炭素なアクション、ライフスタイルなど、日常生活の中で様々な「賢い選択」をしていこうという取組。

■ESCO 事業

光熱水費の削減分で、省エネルギー改修にかかる全ての経費を賄う事業。

■ICT

Information and Communication Technology の略称。「情報通信技術」の意味。インターネットなどの通信技術を使用し、人と人を繋げる技術。

■IPCC (気候変動に関する政府間パネル)

各国の研究者が地球温暖化問題について議論を行う公式の場として、国連環境計画 (UNEP) 及び世界気象機関 (WMO) の共催により1988 (昭和63)年11月に設置されたもの。目的は二酸化炭素等の温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化の科学的・技術的 (及び社会・経済的) 評価を行い、得られた知見を、政策決定者をはじめ、広く一般に利用してもらうことである。IPCCによる最新の評価結果として、2021 (令和3)年から2022 (令和4)年にかけて、第6次評価報告書が公表された。

■LED

正式名称はLight Emitting Diode。LEDライトは白熱電球と比べ電力の消費量が5分の1から10分の1とされ、省エネ効果が見込まれる。

■Low-E 複層ガラス

複層ガラスの内側に熱の放射を抑えるLow-E膜をコーティングしたガラス。「日射遮蔽型」と「日射取得型」の2種類があり、建物状況により使い分け、建物の断熱性能を上げることができる。

■PFI

Private Finance Initiative の略称。民間企業により、公共事業の建設、運営、維持管理、民間の資金や専門的な知識・技術を活用し、効率的により良い公共サービスを提供する手法。

■RPA

Robotic Process Automation の略称。人が行う定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットが代替して自動化するもの。

■SDGs

Sustainable Development Goals の略称。日本語では「持続可能な開発目標」となる。17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓った国際目標。

■SSP

共通社会経済経路 (Shared Socioeconomic Pathways)、気候変動の研究で分野横断的に用いられ、将来の状況を仮定した社会経済シナリオ。

第四次函南町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

【中間見直し】

2023（令和5）年3月

発行 函南町
静岡県田方郡函南町平井 717 番地の 13
電話番号（055）979-8112
メールアドレス:kankyou@town.kannami.shizuoka.jp
URL:<http://www.town.kannami.shizuoka.jp>

編集 函南町 厚生部 環境衛生課

